

予算特別委員会会議録(7)(令和7年1定)			
日 時	令和7年 3月13日(木)	開 議	午後 1時00分
		閉 会	午後 5時05分
場 所	第2委員会室		
議 題	付託案件		
出席委員	前田委員長、小貫副委員長、白川、松井、横尾、佐藤、中村(吉宏)、面野、中村(岩雄)各委員		
説明員	市長、教育長、副市長、総務・総合政策・財政・産業港湾・港湾担当・福祉保険・建設・教育各部長、保健所長、消防長ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、中村吉宏委員、面野委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。高野委員が松井委員に、平戸委員が中村岩雄委員に、橋本委員が白川委員に、中鉢委員が佐藤委員に、高橋委員が面野委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、みらい、公明党、自民党、共産党、立憲・市民連合の順といたします。

みらい。

○中村（岩雄）委員

◎日本遺産単独認定について

それでは、日本遺産の認定に関連してお伺いいたします。

初めに、令和7年2月4日に文化庁より「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」が日本遺産に認定されたことを、まずは心からお喜びを申し上げますとともに、これまで認定に向けて御尽力いただいた関係者の皆様に、心から敬意を表したいと存じます。

この認定は、小樽市が単独で認定を受けた初めての日本遺産であり、既存のシリアル型日本遺産である北前船、炭鉄港に続く3件目の栄誉となりますが、本市がかつて北海道の経済と文化の中心として栄え、そして市民の手によって再生されてきたストーリーが高く評価された結果であると考えております。今回の認定により、本市の魅力が国内外にさらに発信される機会が広がったことは大変喜ばしい限りであります。

また、小樽市民が日本遺産の認定を通じて、地域の歴史や文化に誇りを持つことに大いに期待するところであります。

先月の認定結果を受けて、新聞やテレビ等でも大きく報道されましたので、日本遺産の話題を目にした方も多くいらっしゃると感じておりますが、一方で、市民目線で見ると、日本遺産についてよく知らないという方もまだいらっしゃる状況であると考えております。このことを踏まえ、日本遺産の基本的な部分を改めて再確認の意味も含めまして、何点かお伺いしたいと思います。

まず、日本遺産の制度の概要についてお示しください。

○（産業港湾）観光振興室津田主幹

日本遺産の制度の概要につきましては、文化庁が地域の歴史的魅力や特色を通じて、日本の文化伝統を語るストーリーを日本遺産として認定するもので、これにより地域に点在する遺産を「面」として活用、発信し、地域活性化を図ることを目的とした制度となっております。

○中村（岩雄）委員

日本遺産は地域の歴史のストーリーを認定する制度ということですが、今回認定を受けた「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」はどのようなストーリーなのか、概要をお示しください。

○（産業港湾）観光振興室津田主幹

ストーリーの概要につきましては、明治以降に、港と鉄道により急速に発展していく小樽市が、小説家の小林多喜二が北海道の心臓みたいな都会であると例えるほどに繁栄した後に、1度は高度経済成長期に衰退の道をたどるものの、運河保存運動を契機に、「民の力」により、まちの遺産を保存、再生していくというストーリーの内容となっております。

○中村(岩雄)委員

今回の認定では、今のストーリーのほか26の構成文化財が認定されました。そこで、構成文化財とはどのようなもので、「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」の構成文化財にはどのようなものがあるのか、主なものをお示しください。

また、これまでの北前船、炭鉄港と重複する構成文化財があれば、併せてお示しいただきたいと思います。

○(産業港湾)観光振興室津田主幹

構成文化財とは、日本遺産のストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財のことで、「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」の主な構成文化財といたしましては、小樽運河、旧手宮鉄道施設、日本銀行旧小樽支店、北海製罐株式会社第3倉庫などがございます。

また、北前船、炭鉄港と重複する構成文化財につきましては、北前船と重複する構成文化財として、北浜地区倉庫群、旧魁陽亭、また炭鉄港と重複する構成文化財といたしまして、小樽港北防波堤、色内銀行街、旧手宮鉄道施設などがございます。

○中村(岩雄)委員

これまで日本遺産認定に向けて、市長が会長を務める小樽市日本遺産推進協議会が中心となって、取組を推進されてきたものと認識しております。令和3年に、日本遺産候補地域に認定されてからの3年間、官民一体となって様々な取組を展開され、取組の成果が認定に結びついたものと考えております。

この小樽市日本遺産推進協議会について、目的、主な構成員、これまでの主な取組についてお示しください。

○(産業港湾)観光振興室津田主幹

小樽市日本遺産推進協議会の概要につきましては、まず、目的といたしまして、経済・観光関連団体、学識経験者、研究機関、まちづくり団体及び行政が連携し、日本遺産及び日本遺産候補地域を通じた文化財等の活用、商業振興、観光振興、まちづくりに積極的に取り組み、地域活性化を図ることを目的としております。

次に、主な構成員といたしましては、小樽市、小樽商工会議所、小樽観光協会、小樽商科大学をはじめ、市内のまちづくり団体も含めまして、オール小樽の体制としております。

また、これまで3年間の主な取組につきましては、人材育成、普及啓発、調査・研究を3本柱に、小樽市日本遺産地域プロデューサーの育成や、高校生との共同企画による普及啓発イベントの開催、また分かりやすい解説集の作成などに取り組んでまいりました。

○中村(岩雄)委員

次に、今回の認定に至るまでの文化庁の審査の内容についてお伺いいたします。

日本遺産の認定に向けた審査は、文化庁の日本遺産審査・評価委員会において行われたものと認識しておりますが、まず、日本遺産審査・評価委員会について、概要をお示しください。

○(産業港湾)観光振興室津田主幹

日本遺産審査・評価委員会につきましては、文化庁が定める日本遺産認定・評価実施要項に基づいて設置されるもので、日本遺産及び候補地域の認定、日本遺産の認定を受けた地域及び候補地域に対する評価等を行う組織とされております。

○中村(岩雄)委員

それでは、日本遺産審査・評価委員会による審査の結果、小樽市は最終的に、点数評価プロセスにおいて42点満点中40点という、審査対象の地域の中で最高得点を獲得して、めでたく認定となりました。

また、日本遺産候補地域は本市を含めて3件ありましたが、その中で本認定に至ったのは本市のみという結果で、このことから、非常に厳しい審査を経て本市が認定されたことが分かります。

そこで伺います。審査の過程において、まず昨年7月に1度途中経過が発表され、その後、点数評価プロセ

スに進んだものと認識しておりますが、本市がどのような審査の段階を経て、認定に至ったのか、改めて審査の過程をお示しください。

○(産業港湾) 観光振興室津田主幹

審査の過程につきましては、まず令和6年3月に、審査関係書類を文化庁に提出いたしました。そして5月に1度目の現地調査を実施した後、7月に第1段階の審査結果が発表され、この時点で候補地域3件のうち、第2段階となる点数評価プロセスに進むことができたのは、本市のみということが発表されました。そして、8月にこの点数評価プロセスの一環として、2度目の現地調査を受けました。その後、書類の再提出などを経まして、最終的に令和7年2月4日に認定の結果が発表されたものです。

なお、点数評価プロセスでは、候補地域と条件付認定地域の計5地域が審査対象となり、そのうち、本市を含む4地域が認定に至ったものです。

○中村(岩雄)委員

厳しい審査の中、認定に結びついただけでなくて、点数評価プロセスにおいて、最高得点を獲得したということは、本市の日本遺産のストーリーの魅力はもちろん、地域一体となって、地域活性化に向けた取組が行われてきたことが高く評価されたものと思います。

一方で、文化庁からは、今回の審査結果において幾つか課題も示されております。この最高得点という結果に満足するのではなく、さらにこの認定を生かして地域活性化につなげていくためには、今ある課題を解決していくことが重要と考えます。

そこで伺います。日本遺産認定に際し、文化庁の日本遺産審査・評価委員会から、どのような課題が示されたのか、主なものをお示しください。

また、今後、地域活性化計画に基づいて、6年間の取組を推進していくものと認識しておりますが、文化庁が示した課題に対して、どのような取組を行う計画なのか、今年度を実施している取組も含めてお示しいただきたいと思えます。

○(産業港湾) 観光振興室津田主幹

文化庁の日本遺産審査・評価委員会から示されました主な課題につきましては、南運河に集中する観光客を北運河方面にも誘導する施策がまだ弱いこと、ストーリーや構成文化財の価値、意義を来訪者に伝えるための解説案内板の充実が求められること、観光客目線に立った整備体制の確立が不十分であることなどが挙げられます。

また、課題に対する取組といたしましては、本市の地域活性化計画におきまして、小樽市日本遺産推進協議会や民間事業者が取り組むことといたしまして、モデルルートの作成や着地型観光商品の開発による北運河方面への周遊促進や、協議会が取り組むことといたしまして、タッチパネルのデジタルサイネージの設置や開設案内板の作成などを通じた観光客目線での案内板の充実などを計画しているところでございます。

なお、タッチパネルのデジタルサイネージにつきましては、本年2月にルタオ運河プラザ店の歴史コーナーに設置しておりまして、「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」のストーリーを感じられるタッチポイントとして利用をされているところでございます。

○中村(岩雄)委員

次に、令和7年度予算において、日本遺産推進協議会補助金として664万5,000円の予算が計上されていますが、この補助金により実施する主な事業内容について、お示しください。

○(産業港湾) 観光振興室津田主幹

令和7年度予算の日本遺産推進協議会補助金で実施する事業につきましては、パンフレットの制作、日本遺産のガイド研修、日本遺産フォーラムの開催、その他日本遺産フェスティバルへの出展をはじめとするPRを実施するほか、文化庁の補助金の採択を前提とした取組ではございますが、多言語案内板の整備、ホームページの多言語化、

デジタルサイネージの増設などを予定しているところでございます。

○中村(岩雄)委員

ただいま御説明いただいた様々な取組を通じ、日本遺産が地域活性化へとつながることを期待したいと思います。

新聞報道では、市内の有識者の見解としても、日本遺産のストーリーを体感できる、まち歩きコンテンツが不足していることや海外客も楽しめる観光商品づくりが当面の課題なども示されておりましたので、御説明いただいた地域活性化計画に基づいた取組の中で、こういった課題にもしっかりと対応がなされていくものと期待しております。

今回の認定について、迫市長は、関係者の悲願という表現をされておりましたが、私もまさにそのとおりであると感じております。平成27年に、日本遺産の制度が創設されてから、日本遺産を申請する上で必要となる歴史文化基本構想の策定を皮切りに、関係者が一丸となって取り組んできた成果そのものが本認定という結果であると思えますし、これからは、その思いを未来の地域活性化に生かしていくことが重要だと改めて感じたところであります。市長の喜びもひしひしと伝わってくるような感じがしております。

本日は日本遺産認定を契機とした課題解決に向けた具体的な取組や展望をお伺いし、その可能性に改めて期待が高まりました。この認定は、小樽市が持つ歴史と文化の価値を改めて証明するものであり、これを生かして観光振興や地域経済の活性化につなげていくことは、私たち市民にとっても大きな希望であり、チャンスであると思えます。特に地域資源を活用した新たな魅力の発信や、市民や事業者との協働による地域一体となったまちづくりが進めば、小樽市の未来はさらに輝きを増すと確信しております。

今後とも、日本遺産を軸に据えた持続可能な地域活性化の取組が力強く推進されることを期待しつつ、私自身も議員として積極的に協力してまいりたいと思えます。

◎冬の大型クルーズ船寄港について

次に、冬の大型クルーズ船寄港についてお尋ねしていきます。

まず、2月7日付の北海道新聞に、「クルーズ船、小樽に今年度初寄港 厳冬期の2月は初めて」との見出しで記事が載りました。写真には第3号ふ頭に接岸したイタリア船籍のコスタ・セレーナ、11万4,261トンの白い船体と、それから下船中の乗客が写っております。クルーズ船の今年の小樽寄港は昨年比2回増の34回の予定で、2014年の41回に次ぐ2番目の多さとなる見通しであると伺っております。

さらに、記事は、乗客約2,000人は下船すると横づけされた観光バス約30台に分乗するなどして、札幌市方面や小樽市内の観光を楽しんだ。バスは札幌市で開催中のさっぽろ雪まつりを巡るルートが多いという。小樽市内を歩いて散策するという韓国の若い方のコメントも載っていて、多分「Love Letter」のことではないかと思えますが、映画を見て、小樽市に行きたいと思った。運河を見るのが楽しみ、ルタオにも行きたいと声を弾ませたとあります。コスタ・セレーナは、2月3日に韓国釜山を出発し、函館市と小樽市を経由して、釜山に戻るというコースをたどるとのことでありました。

そこで伺っていきます。2月に入港した目的はということだったのでしょうか。

○(産業港湾)港湾振興課長

小樽港といたしましても、初めて冬の寄港を受け入れたところでございます。2月の寄港については、韓国の旅行会社が客船を借り切って行うチャータークルーズでございました。チャータークルーズとは、テーマを指定したり、独自イベントを行うなどの特徴がございまして、ファミリーや3世代に人気があるものでございます。

韓国人観光客は雪への憧れも強く、為替も比較的有利で、距離の近い日本、とりわけ北海道を魅力的な旅行先と捉えているところでありまして、2月については、北海道を代表する冬のイベントである雪まつりをテーマというか、目的といたしまして、商品を企画したと聞いてございます。

○中村(岩雄)委員

今回はさっぽろ雪まつりもあったということなのですが、同じ船が昨年12月にも入ったとお聞きいたしましたけ

れども、このときの目的はどういうことだったのでしょうか。

○(産業港湾) 港湾振興課長

12月につきましては、クリスマスを中心に商品を企画したと聞いてございます。

○中村(岩雄) 委員

それでは、冬の入港については、除雪、排雪など、夏とは違う対応が必要になろうと思いますが、メリット、デメリットはどのように考えておりますでしょうか。

○(産業港湾) 港湾振興課長

メリットといたしましては、冬季の観光客増加に寄与しまして、市内においても、観光消費があること、港湾使用料収入があることなどが挙げられるところでございます。

デメリットといたしましては、委員も御指摘のとおりでございますが、荒天による抜港のおそれがあったり、あるいは大型バス駐車場の除排雪費用がかかるということ。除排雪につきましては、天候を見ながら、入港時間に確実に除排雪が終わるよう、スケジュール調整をする必要があること。また、当日の天候によりましては、歩道の砂撒きであったりとか、氷割作業といった作業が生じること。天候が悪くて入港時間が遅れている場合や、ツアーバスが遅延する場合についても、それぞれ対応が必要になるところでございます。

○中村(岩雄) 委員

冬季における今後のクルーズ船への対応はどのように考えておりますか。

○(産業港湾) 港湾振興課長

昨年12月と今年2月ということで、冬の期間中に入港があったわけでございますが、この2回とも実は荒天に当たってしまいました。ただ一方で、冬季における寄港実績ができたところでございます。今後も受入れに対応すること自体は可能でございまして、スケジュール的にも冬季は受入れの余地があると考えてございます。

一方で、先ほども申し上げましたとおり、天候次第では抜港する可能性もあり、除排雪を数日前から実施しなければならないということで、確実に費用がかかるということで、一定のリスクがあると考えてございます。

また、今回は韓国人の乗客がほとんどでありましたので、船舶観光上陸許可という比較的簡易なC I Q手続で済んだわけでございますが、通常のC I Q手続をターミナル内で行うということになれば、待ち時間が生じてしまうということもございまして、寒さ対策などといったものが不可欠であると考えてございます。

○中村(岩雄) 委員

今、オーバーツーリズムが問題になっております。そこで、観光客増に伴うメリット、デメリットを港湾としてはどう捉えているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○(産業港湾) 港湾振興課長

あくまで港湾としての視点でお答えいたします。本年2月の寄港につきましては、港で1泊するオーバーナイトの寄港でございまして、2月6日はツアーバスで出ていく乗船客がほとんどでございました。当日は悪天候で、バスの帰着も遅く、外出する乗客はまばらでございました、翌2月7日には天気が回復いたしまして、市内を観光する乗客も多かった印象でおります。これに伴いまして、観光消費に伴うメリットがあったとも考えてございまして、現に港側でございますポータルシェオ t a r u e の売上げも好調だったと聞いてございます。

一方、乗船客が埠頭周辺の車道を歩行したり、車道のど真ん中で写真を撮ったり、周辺にごみの投棄があるなど、一部で迷惑行為も見られたところでございまして、これらについては、デメリットと捉えているところでございます。

○中村(岩雄) 委員

それでは、今後の冬のクルーズ受入れの可能性についてどう考えておりますか、お聞かせください。

○(産業港湾) 港湾振興課長

まずは、やはり天候次第というところがございますが、冬季の受入れ自体は可能であると考えてございます。

一方で、今回の冬季の寄港につきましては、12月の寄港、2月の寄港ともに、乗客定員に届かなかったように推測をしているところがございます。また、ツアーバスの手配を担当いたしましたランドオペレーター、旅行会社でございますが、さっぽろ雪まつりと重複したこと、あるいは当日の悪天候もございまして、ツアーバスの手配あるいはキャンセル対応などで、想定外のコストがあったとも聞いているところがございます。

今回の冬の寄港は、冒頭に委員からもお話がございましたとおり、12月、2月ともコスタ・セレーナという船で、共に韓国のチャータークルーズでございました。冬の寄港に関しましては、今のところ他社が追随する動きが見られないというところございまして、冬の寄港が定番化するかといったことにつきましては、現時点では何とも申し上げられないところでございます。

ただ、冬の寄港につきましては、先ほどの答弁にもありますとおり、観光消費の増加だけではなく、冬のイベントとの連動といったものが期待でき、かつスケジュール的にも拡大の余地があると考えてございますので、受入実績ができたことも踏まえながら、引き続き船社等へのアプローチを継続してまいりたいと考えてございます。

○中村(岩雄) 委員

通年観光を目指す小樽市としては、やはりデメリットの部分を極力抑えて、メリットの部分をさらに広げていきたいところだと思いますので、さらなる御努力のほどをお願いしたいと思います。

◎株式会社ケイセイセイと市の包括連携協定について

次に、株式会社ケイセイセイの関係で、まず旧小樽倉庫について伺っていきます。

ルタオ運河プラザ店がオープンしたことにより、その周辺のにぎわいについて、市としてはどのように感じておりますか、お聞かせください。

○(産業港湾) 観光振興室新保主幹

これまで運河プラザが開館していたときから、この場所は観光客や市民の休憩場所、運河、北運河方面へ向かう拠点として機能しておりましたが、ルタオ運河プラザ店がオープンしてからは、隣接している小樽市総合博物館運河館の前を通る人や、小樽市総合博物館運河館の入館者が増えていると聞いているほか、先ほどの機能に加え、ルタオ運河プラザ店自体を目的として来訪する観光客が増えていると感じております。

また、ルタオ運河プラザ店は夜間の営業もしており、夜間の来客数も順調に増えていると聞いていることから、夜のにぎわいづくりにも貢献していただいていると考えております。

○中村(岩雄) 委員

それでは、今もお話に出ましたルタオ運河プラザ店では、夜間営業を行っておりますが、効果について期待することはどのようなことがありますか、お聞かせください。

○(産業港湾) 観光振興室新保主幹

これまで、本市では、夜の時間を過ごせるコンテンツの充実が課題となっており、旧小樽倉庫を貸し付ける際の事業者選定に当たっての要件にも加えたところがございます。ルタオ運河プラザ店の営業は22時までとなっており、店内に設けられたバーカウンターは連日満席となっていると聞いております。第3号ふ頭の旧小樽国際インフォメーションセンターも20時まで営業しており、その施設に加え、ルタオ運河プラザ店がオープンしたことにより、市内の夜のコンテンツが増えたことから、この影響がさらに波及していくことを期待しております。

また、4月から旧日本郵船株式会社小樽支店が再開し、今後、第3号ふ頭基部エリアが完成する予定であることから、本施設が北運河地区と第3号ふ頭基部を結ぶ結節点としての役割を担っていただくことも期待しております。

○中村(岩雄) 委員

それでは、株式会社ケイセイセイとの包括連携協定について、何点か伺っていきます。

本市では、人口減少や高齢化が進む中、多様化する行政課題や地域課題解決を民間企業と連携して取り組むため、地域活性化などを目的に、民間企業との包括連携協定の締結を行っております。平成25年度に、株式会社北洋銀行と締結して以降、様々な企業と協定を締結しております。先日、新聞報道で小樽市が株式会社ケイシイシイと包括連携協定の締結を行った旨の記事を拝見いたしました。

そこでお伺いしますが、この包括連携協定締結に至った経緯につきまして御説明ください。

○(総合政策)官民連携室布主幹

株式会社ケイシイシイは、1998年6月に小樽観光の中心地である堺町にルタオ本店を開業されて、現在では市内に7店舗展開しているほか、これまで市内イベントへの協賛など、地域振興にも御協力いただいているところです。

今回の包括連携協定の締結は、これまでの取組のほかに本市の観光振興や地域活性化に協力したい旨、同社から提案がございまして、協議の結果、協定締結となった次第でございます。

○中村(岩雄)委員

包括連携協定の締結は民間事業者が社会貢献の観点を持って、地域の活性化を行政と共に取り組みたいとの思いがあつてこそその申出と考えております。

次に、この協定の連携する項目と現時点で想定している取組については、どのようなものがあるのか、御説明ください。

○(総合政策)官民連携室布主幹

まず連携項目の一つ目としては、地域活性化に関することとして、想定される取組は、地元食材の系列店舗での活用の検討、地元事業者との共同商品の開発など。あとは、地域イベントへの協力の継続ですとか、地元雇用への促進などを想定しております。

二つ目としては、観光振興に関することとして、小樽観光のPRなどを想定しております。

三つ目としては、教育人材育成に関することとして、市内の子供向けイベントの開催、工場見学の受入れなどを想定しております。

四つ目としては、防災に関することとして、旧小樽倉庫店舗の機能を活用した災害時の協力などを想定しております。

○中村(岩雄)委員

今お聞きしましたけれども、様々なものがあります。それらが順調に進んでいくのは、私たちが大いに期待したいところであります。同社との包括連携協定の締結による連携により、本市の地域活性化の取組がさらに進むことを期待しながら質疑を終えたいと思います。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

公明党に移します。

○白川委員

◎空き家調査について

令和6年第3回定例会の代表質問と予算特別委員会で、空き家対策について質問させていただいていましたが、その後に動きがあったようなので質問させていただきたいと思います。

空き家調査についてなのですが、令和6年11月29日付で、町内会宛に空き家調査のお願い文書が送付されており

ましたが、調査の目的についてお聞かせいただけますか。

○(建設) 松原主幹

小樽市では、5年に1度、市内全域を対象とした空き家の実態調査を行っております。空き家かどうかの判断をするのに、より正確な空き家数を把握させていただきたいということで、地域に精通している町内会の方に御協力いただいて、町内会が知っている空き家情報を事前に頂きたいということで依頼させていただきました。

○白川委員

調査依頼をした町内会の数についてお示しいただけますか。

○(建設) 松原主幹

依頼した町内会の数につきましては、152町内会の町内会長に依頼させていただきました。

○白川委員

町内会に委託した経緯については、先ほどのお話がそれに該当するのかなと思います。

この調査について、町内会に対しての事前の打診があったのかどうか、お聞かせいただけますか。

○(建設) 松原主幹

各町内会の方への依頼につきましては、まず昨年9月に総連合町会の事務局の方と調整させていただいて、昨年10月8日、総連合町会の会長、副会長の方に調査を各町内会に依頼させていただきたいというお話をさせていただきました。その後、昨年10月25日に、総連合町会の理事会に出席させていただきました。改めて依頼しております。そして最終的には、昨年11月27日に、町内会長と市との定例連絡会議に出席させていただいて、各町内会に調査したいということで、依頼させていただきました。欠席された町内会の方には、郵送で依頼文書等をつけて発送しております。

その際、各町内会の方に空き家の老朽状態の把握や、空き家対策の基礎資料としているため、この調査が必要になりますということを説明させていただいて、かつ5年前に空家実態調査を行った際にも、各町内会に同じように依頼していたものですから、5年前の調査結果の資料も参考としてつけて依頼させていただきました。

○白川委員

事前の説明はされていたということで理解しました。

今回依頼した調査の期間について、町内会によっては年末年始で多忙なところもあれば、一方では、町内会としての年度替わりの関係から、年末年始がやりやすいというところもあったりとか、町内会の状況や年間の動きは一律でないと思っております。

その中で、町内会の負担を少しでも軽減するためにどういった対応をされたのか、お伺いいたします。

○(建設) 松原主幹

町内会の方への負担軽減につきましては特段なかったのですが、ただ、ふだんの町内会の活動の中で把握している状態でのいので、そういった情報を頂きたいということと、調査票につきましては私どもで用意させていただいたのですが、その様式によらず、町内会独自に使用している地図などがあれば、その地図などに記入して提出していただいても構わないということ。あとは、提出期限につきましては、一応本年1月末までということをお願いしていたのですが、期間内の提出がなかなか難しいということであれば遅れても構わないということ。あとは、各町内会長への依頼後には、恐らく各班長もしくは御担当者の方への依頼につながっていくところがあると思いましたが、各班長、御担当者宛の依頼文も必要部数を同封させていただきまして、町内会長の方に依頼させていただきました。

○白川委員

無理のない範囲で依頼したということでよろしいですね。

今お話いただいたように、今回の調査は、基本的には令和7年1月末までということ依頼が流れていたと思

うのですけれども、今回報告が出てきた町内会の数と、調査協力した町内会は全体の何%に当たるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○(建設) 松原主幹

一応依頼では1月末までの報告でありましたが、現在も遅れて提出される方も若干見受けられますので現段階での集計になりますが、152町内会の方に依頼しまして、現在、76町内会と、約半分の方から回答をいただいている状況です。

○白川委員

約半分、少ないイメージがあってびっくりなのですけれども、ちなみに、前回の調査は5年前に実施されていると思うのですが、調査を行った時期と、こういった形式、内容の調査だったのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○(建設) 松原主幹

前回、5年前にも各町内会にこういった調査の依頼をさせていただいていますが、令和元年12月上旬に依頼させていただきまして、152町内会の方へ依頼して、最終的には90町内会、59%の方から回答をいただいております。

調査内容につきましては、今回と同じ依頼内容であります、5年前の依頼のときには、過去5年程度の中で空き家になったものももし分かれば記入してほしいという文言を記載させていただいていますが、今回はそういった記載はしておりません。

また、形式につきましては、調査票をお配りしたアンケート用紙という形で依頼しております。

○白川委員

今回は前回に比べて回答率が下がっている、協力していただけたところが減っていることに心配な部分も感じるのですけれども、今回の調査結果のまとめについて、スケジュールと手順についてお聞かせいただけますでしょうか。

○(建設) 松原主幹

今回、町内会の方に依頼した整理につきましては、令和7年度に市で行う予定の空家実態調査の委託発注の前までに整理したいと思います。委託発注は、今の段階ですと、今年6月の発注の予定で考えております。

○白川委員

今回の調査結果から、現在の空き家の戸数がもし分かればお示しいただけますか。

○(建設) 松原主幹

先ほども申し上げさせていただきましたとおり、現在も町内会の方から調査結果を受付しているものですから、現段階になりますが、町内会から空き家数については1,140棟の数値を頂いております。

○白川委員

ちなみに、新聞の記事によると、平成20年度の調査で1,869件という結果だったと思うのです。それに比べては減ってはいますけれども、回答率が50%と考えたら、ここからもっと増えるという話になると思うのです。

これについて、5年前と今回の調査結果で、ほかにこういった相違点が見られるかもお聞かせいただけますでしょうか。

○(建設) 松原主幹

前回の令和元年度にいただいた件数としましては853棟でありまして、今回、いただいた数値としては約1.3倍の287棟増えたわけです。ただ、本当に空き家なのかも、改めて令和7年度に行う現地調査、あとは水道の閉栓情報などの様々な情報を基に1年間を通じて空き状態になっている建物を最終的に空き家としてカウントしておりますので、その辺は令和7年度の調査の中で差が出て分かるものだと思っております。

○白川委員

今後、行う調査の中で、管理不全空家と特定空家の分析も行っていくのかについてもお聞かせいただけますか。

○(建設)松原主幹

まずは、令和7年度に行う空家実態調査の中で空き家を把握するわけなのですが、調査の中では特定空家等、管理不全空家等となるような認定の候補の把握ができる形になっております。最終的には、小樽市特定空家等認定審査委員会での審議ですとか、小樽市空家等対策会議での議論を経て、実際に認定していく形になっております。

○白川委員

あともう一つ、管理不全空家に認定が指定されて、勧告を受けた場合、固定資産税の住宅用地の特例の適用除外となることがあると思うのですけれども、本市において、そうなるまでの流れについて、お聞かせいただけますでしょうか。

○(建設)松原主幹

まずは、固定資産税の特例措置を解除するに当たりましては、私どもの措置の中で助言、指導、勧告などがございますが、勧告の措置を行った後に、資産税課と連絡させていただきまして、措置が解除になりますということで打合せというか、申し送りさせていただきたいと考えております。

時期につきましては、まずは令和7年度に行う空家実態調査の調査年度が令和7年度末、令和8年度ぐらいになる予定でありますので、令和8年度に入ってから、そういった特例解除の措置の動きが出るものと考えております。

○白川委員

次に、空き家になることによって地域における問題点をどのように把握しているのか、お聞きしたいと思います。

空き家によって、必要となってしまう除雪問題とか、草や木などの問題からくる虫や動物などの環境問題とか、防犯の問題などいろいろあると思うのですけれども、そういった苦情をどのように把握しているのか、改めてお聞かせいただけますでしょうか。

○(建設)松原主幹

空き家に関する様々な苦情につきましては、市民の方からの通報ですとか、毎日行っているパトロールの中で、そういった問題があるのかどうかを把握させていただいております。また、町内会長から頂く情報もございます。

○白川委員

そういった形でいろいろ情報を頂く中で、対応はどのようにやっているのかを私は前も質問させていただいて、そのときは市の対応の部分で御答弁いただきました。

これが警察とか町内会、あと民生・児童委員、防犯協会などの市とは別のところに協力の要請などはあったりするのか、ある場合、どう進めているのか、お聞かせいただけますか。

○(建設)松原主幹

各団体への協力依頼につきましては、警察や民生・児童委員の方などについては、特段、協力依頼を行ってはいないのですが、各町内会の方には市と町内会との連絡会議や町内会の役員会の際にお邪魔させていただいて、空き家問題について説明させていただいた中で、空き家に関する取組に御協力いただきたいということでお願いしております。

○白川委員

そういった役員会等に参加して説明しているということだと思うのですけれども、その中で空き家に対する解体の話とかも出てくると思うのです。

市のそういった部分の補助の現状と、あと、今後の方向性はどのように検討されていくのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○(建設) 松原主幹

今年度、空き家の解体補助の申請件数としましては、9件となっております。想定としては10件で予算を頂いておりますので、おおむね予算を執行している状態で、現段階としては、制度として適正なものであるのではということを考えております。令和7年度に行う空家実態調査を受けて、また小樽市空家対策会議での調査結果の議論を経て、この制度について適正なものかどうか、検討することで考えております。

○白川委員

ぜひバランスのよい形で進めていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

少し話が戻るのですがけれども、昨年の調査のお願いの文書です。先ほどスケジュール感を聞いたので、この次の空家調査を委託して対応していただいた町内会に対して、どのように謝意を伝えたのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○(建設) 松原主幹

1月末までの調査依頼の期限ということで、調査結果についてはまだ随時受付しているものですから、御協力いただいた方々には感謝を申し上げなければならないとは考えているのですが、まだそういった町内会の方から頂くデータがありますので、御協力いただいた方々については、日を改めまして、再度、感謝を申し上げさせていただきたいと考えております。

○白川委員

当初の締切りが1月末という話だったので、ある町内会では、年末年始の多忙の中で役員の方々が苦勞して調査して提出したのだけれども、そこから音沙汰がないという話があったりとか、そこから始まって、町内会は行政の下請機関ではないのだという厳しいお声もあったものですから、そういった部分が実際に市に届いていたかどうかをお聞かせいただけますでしょうか。

○(建設) 松原主幹

今お話のありました各町内会の方から感謝の話が市から来ていないのではないかとこのころなのですが、今、私どもにそういった話は各町内会からはいただいておりません。ただ、時期はもう少し遅れてしまうのですが、改めて各町内会へのお礼につきましてはお伝えしたいと考えておりますので、もしそういうお話があれば、その際にも感謝を申し上げさせていただきたいと思っております。

○白川委員

小樽市自治基本条例の中でも協働という言葉が出てくると思います。どちらがどうという話ではなくて、お互いがお互いの立場を尊重して、いい関係性の中で一つのことについて取りかかっていくという部分の協働というのは、非常に大事な部分であると思っております。

今回も対応していただいたことについて、先ほどの御答弁でもあったように、タイミングの問題でもあったと思うのですがけれども、何かしらの反応などの配慮をすべきだったと思いますし、また、今回御協力いただいたことで、こういうスケジュール感でスムーズに進められていますから、ありがとうございますという感じのワンクッションがあってもよかったのかと思うのですが、これについてお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○(建設) 松原主幹

空き家問題を解決するに当たりましては、やはり町内会の方との良好なコミュニケーションの形成が必要になってくると思いますので、まずは市役所の中には、空き家対策の担当がいることを広く知っていただきたいということと、今後とも総連合町会、あと市と町内会の連絡会議、町内会の役員会議などにお邪魔させていただいて、町内会の方との良好なコミュニケーションを築いて、空き家問題について御協力いただきたいというお願ひと、また、その際には御協力いただいたことについて感謝を申し上げさせていただきたいと考えております。

○白川委員

今回協力いただいたことで、空家実態調査事業を進めていただいで、今問題になっている管理不全の苦情が少しでも和らぐような状況にもっていただければと思います。

そのためにも、協力いただいた町内会の方々に対して、今後も気持ちよく協力していただけるような体制を築いていただければと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

○横尾委員

◎がん検診（個別勧奨）について

がん検診推進事業費について、お聞きしたいと思います。

令和7年度予算で、がん検診の受診率向上を図るため、3年かけて対象の全市民への個別の受診勧奨や子宮頸がん、乳がん検診のクーポン券送付対象者に再勧奨を行うという事業だと聞いております。

令和元年第4回定例会で、個別勧奨については一定の効果があるが、対象者全員への個別勧奨の実施は難しいとの答弁をいただいています。令和5年第4回定例会では、個別勧奨の取組による受診率の向上が見られなかったことから、令和元年度をもって終了したとの答弁もいただいています。

なぜ、令和7年度でこのようなことになるのか、理由を聞かせてください。

○（保健所）健康増進課長

横尾委員の質問を受けて、保健所内でプロジェクトチームを結成し、対策の検討に取り組んでまいりました。令和6年度にがん検診のモデル地区を2地区設定し、アンケート調査を実施、その中で、がん検診を受けやすくするために必要と思われることは何ですかとの設問に対し、市から受診勧奨の通知が届くという回答が32.3%に上りました。また、がん検診受診者に対してもアンケート調査を行い、医師から受診勧奨の通知が届くとの回答が27.9%に上っております。

これらの結果から、受診勧奨の通知には、受診率を向上させる上で一定の効果があることを改めて確認したところです。

このたび、保健所が行おうとしている個別勧奨では、一定の年代の全市民を対象として、3年かけて、まずはがん検診受診の意義を伝え、次に御自身が市の主催するがん検診の対象であるか否か判断していただく材料を提供し、最後に市の検診の受け方を伝える文書を送付したいと考えております。この方法は、以前の国民健康保険対象者のみに送付した方法とは異なります。

○横尾委員

以前、把握できていないから、対象者全員への個別勧奨の実施は難しいということですが、今回はなぜできるのかの答弁をいただいていたのですが、その辺についてお聞かせください。

○保健所長

以前、御答弁させていただいたときの個別勧奨の方法は、まず、がん検診の対象者を特定して、特定された対象者に対して受診勧奨を行うという方式で議論されてきたという経過だったと思うのです。時期は失念いたしましたが、かつての答弁の中では、受診対象者の特定自体が大変難しいということで、我々は発想の転換をしなければならぬのではないかという思いに至りました。

その背景となったのが、モデル地区で行った調査であるとか、受診者に対して行った調査であるとか、そこで約3割の人が受診勧奨には効果があることはお答えいただいたと。それがきっかけとなって、我々が判断して、対象者がどうかを判断するというやり方ではなくて、御自身に自分が市の検診を受ける対象となるのかどうか、そこを分かりやすく判断材料をお示しして、御自身で判断してもらって、そして検診を受けていただくという方式に切り替えようということに、プロジェクトチームの話合いの中でもなったということが背景となって、今回は全員に送

るというやり方に変えたところでございます。

○横尾委員

しっかりと発想も転換していただいて、改めてどうやったら受診率は向上するのかを考えていただいたのかと思います。

以前も私が質問した中で答弁いただいた、検診のオプトアウト方式の導入についても同じような難しいという答弁をいただいていますけれども、どのようになっているか、お聞かせください。

○(保健所)保健総務課長

初めから全ての項目が選択済みになっていまして、必要のない項目を本人で外すというのがオプトアウト方式ということでございますが、がん検診の受診率向上に効果があるということで導入されている例があることは承知してございます。

委員の御指摘のとおり、令和5年第4回定例会で、本市は高齢者が多いということから、従前から担当者が対話方式で、がん検診の種類を電話で説明しまして、御本人の希望を聞き取るといった電話による申込みがほとんどである実態から導入は難しいと考えていたところでございますが、現在は、地域のけんしんとバスツアーけんしんにつきましては、電話での申込みのほかに市のホームページからオンラインの申込みができるようになっております。

オンラインで申し込む場合につきましては、地域のけんしんは胃がん、大腸がん、肺がんで、バスツアーけんしんは対象年齢の女性の場合は、これに加えまして、乳がんと子宮頸がんの検診がデフォルトで最初から選択されるように、市のホームページの申込みフォームの変更を新年度に向けて検討したいと考えているところです。

○横尾委員

新年度に検討ということは、まだするかどうかは分からないということではよろしいのでしょうか。

○(保健所)保健総務課長

今、L o G o フォームというシステムで作成しており、どういう外し方ができるのか、技術的な部分がありますので、おおむね最初から選択済みで、受けたくない検診項目を外すことができると思うのですが、ただ、どういう表示になるかはまだ検証しておりませんので、実施する方向で考えていきたいと思っているところです。

○横尾委員

あと、以前、協会けんぽのホームページについて質問しまして、北海道支部のページに特定健診と同時にがん検診も受診してみたいかという言葉とともに、道内自治体のがん検診の文書をPDFで掲載していただけるよう同協会と協議するとの答弁でしたけれども、見たところ、まだ掲載されておりました。状況をお聞かせください。

○(保健所)健康増進課長

協会けんぽのホームページの同時受診の案内でございますが、令和6年9月に文書で協議させていただき、令和7年2月17日に、文書を協会けんぽに持ち込んでおります。年度が替わりまして、7月には協会けんぽのホームページに掲載される見込みとなっております。

○横尾委員

これも令和5年第4回定例会で言った話ですが、令和6年9月になった理由は何かございますか。

○(保健所)健康増進課長

協会けんぽの案内については、基本、年度に1回のため、令和6年度の協議では令和6年4月の案内には準備の関係で間に合わなかったため、令和7年度になったものと考えております。

○横尾委員

その準備は、そんなに時間がかかるものなのかという意味での理由ですけれども、お聞かせください。

○(保健所)健康増進課長

協会けんぽの案内につきましては、年度1回のスケジュールでありまして、令和6年度の準備には間に合わなかったということでございます。

○横尾委員

結局は令和6年9月にしか募集したいなものがされなかったということなのか、それとも、もう3月等にはできなかったというだけの話なのか、その辺が分からないのです。年1回の募集は、令和6年度中にやれば令和7年度につくという話だと思うのですが、その辺をもう一度お願いします。

○(保健所)健康増進課長

令和6年9月に文書で合意しまして、令和7年2月に文書を持ち込んだところです。

○横尾委員

ようやく質問を続けてきて前進してきたと思いますけれども、基本的には受診率を向上させるためのプロジェクトも組んだということで、しっかりと積極的に取り組むことになったという認識でよろしいでしょうか。

○保健所長

がん検診の受診率が全道の中でも最下位に推移してきている状態を何とか変えていかなければならないということで、所内一丸となって、令和6年度にプロジェクトチームを立ち上げて、いろいろ検討を行って受診率の向上に取り組んできたところでございます。

令和7年度から実際に事業の拡大も図ってまいりますので、保健所としても最重要課題として、今後ともこの問題に取り組んでまいりたいと考えております。

○横尾委員

受診勧奨以外にも、積極的にいろいろなことに取り組んでいただいて、受診率の向上は市民の健康を守るための取組になりますので、ぜひしっかりとお願いしたいと思います。

◎職員の退職(令和6年度補正予算)について

続きまして、職員の退職、令和6年度補正予算についてお聞きしたいと思います。

令和6年度補正予算では、職員給与費の職員手当等約2億2,000万円の増額とされていまして、退職手当が増えるとお聞きしております。

補正予算ですから、当初予定していなかった職員の方が多く退職される見込みになったということで、よりよい市政を行うためには職員が鍵となるということで、令和4年第4回定例会の予算特別委員会においても、職員減少時代の人事戦略の必要性、人事評価、人材育成の見直しについて、質問してきました。その後、見直しというのは必要であり、当然考えていかなければならないとの答弁にあったとおり、人材育成基本方針が改定されたと聞いております。

今回のこの内容について、補正予算において、当初予定していなかった退職者がいると思うのですが、60歳前の方で退職予定となっている方の人数、年代別、あと人が特定されないような形で役職別でお示してください。

○(総務)職員課長

病院局の医療技術職と消防職員は、それぞれで採用活動をやっておりますので、私ども職員課で採用活動を行っている職種の職員の範囲でお答えさせていただきます。今年度、退職予定の60歳到達前の職員は、合計で29名おります。

年代別で申し上げますと、50歳代が9名、40歳代が1名、30歳代が10名、20歳代が9名でありまして、役職は、課長職以上の管理職が6名、係長職が3名、係員、一般職員が20名となっております。

○横尾委員

最近言われている若い世代も多いのですが、注目するのはやはり管理職の部分なのかとは思っております。

令和4年第4回定例会の予算特別委員会での質問で、本来、管理職の役割としては、自分が動くのではなくて、しっかりと業務を管理するような仕事がメインになると考えると、管理職の仕事がプレイヤー化してしまったプレイングマネージャーとなっている場合の評価についてお聞きしました。当時の総務部長の答弁では、プレイングマネージャーというか、個別の業務を持ってやっている課長職は相当増えてきていると。人事評価を行う上では、それも併せて評価するというお話でした。つまり、マネジメント業務のほかのプレイヤー業務を行うことで、管理職に負荷がかかっていること、そして求められているマネジメント能力を十分に果たせないことなども把握しているという話だったかと思えます。

今回の小樽市人材育成基本方針の中でも、しっかりと能力育成時期や能力拡充時期を経て、能力発揮時期となる課長職ですけれども、マネジメント能力や行政経営能力がしっかりと求められているという部分の役割としては、市議会等において市民に対する説明責任を果たす。政策を実現するため、なすべき課題を調査研究し、企画立案する。課された使命を着実に実行するため、関係機関との連携・調整、課やラインをまたがる政策課題について、解決に向けた調整。課内の責任者として、目標に向かって課内職員が一丸となるように、リーダーシップを発揮するとともに、人材育成を図る。業務改善や働き方改革に積極的に取り組む。こういった役割をしっかりと果たせるような取組を徹底すべきではないかと改めて思いますが、いかがでしょうか。

○(総務)職員課長

今、プレイヤーとしての業務を抱えている管理職ということでお話があったのですが、この間、本市の場合、人口減少ですとか、本市を取り巻く状況の変化、それから、それに伴います行政ニーズの複雑多様化というのがありまして、それに対する様々な対応ですとか取組を、市民の皆さんであったり、民間事業者の皆さんと連携しながら行っていく必要があるという状況になってきていると思っています。

そういう状況の中で、プレイングマネージャーというか、プレイヤーとしての業務を抱える管理職が多くなってきている状況であるという認識でおります。そのように配置してきたことについては、そのときの業務の状況等に依拠して、それは必要だということの判断の結果ということで、そのときには配置自体が適切だったとは考えてはいます。

ただ、一方で、業務の複雑多様化ということや、最近ですと、メンタル不調の職員が増加傾向にあることもありまして、各課長職と管理職のマネジメントの重要性というのは、より一層高まっていると考えております。

ですので、今お話があったとおり、昨年12月に小樽市人材育成基本方針を改定しまして、いろいろ取組というか、考え方を掲げております。それに基づきまして、管理職のマネジメント業務も含めまして、管理職を含めた全ての職員がしっかりと能力を発揮して、やりがいやエンゲージメント向上のための職場環境整備を取り組んでいかなければならないと考えておりますし、それとも絡みながら、必要に応じて管理職ポストの在り方といった組織体制についても、検討はしていかなければならないと考えております。

○横尾委員

今回、改めて小樽市人材育成基本方針が迫市長の下で改定されています。その内容を把握させていただきましたけれども、「目指すべき職員」に必要な意識や能力を身に付け、組織パフォーマンスの向上につなげていくために、本市の現状から浮かび上がった人材育成の課題を踏まえ、取組の方向性が三つ出されておりました。人材確保、人材育成、職場環境の整備という部分です。私がやはり強調したいのは、市としてどのように取り組むかという部分は、職場環境の整備もしっかり大事だと思っています。

これの中身を紹介させていただくと、①ワークライフバランスの実現、②健康管理に関する取組、③ハラスメント防止対策、④男女共に働きやすい環境整備、⑤人事評価結果の給与等への反映、⑥チャレンジを推奨する組織、⑦エンゲージメント向上に関する取組、と出されておりました。これをしっかりと実現することが非常に大事なのかと思っています。

職員が生き生きと仕事に取り組めるよう、誰もが働きやすい職場環境を整えることは、組織パフォーマンスの向上につながると考えられることから、職員のワークライフバランスを保ち、能力を最大限発揮できる職場環境の整備を進めることが重要、まさにそうだと思います。

能力の低下を招くことから、ハラスメント防止措置の実行性を確保し、ハラスメントを許さない・発生させない風通しの良い職場環境の整備を進めます。まさにこうだと思います。

安定的な行政運営を行っていくためには、職員の離職防止の取組というのはしっかりと検討していただく、そして実現することが大事だと思います。

最後に、小樽市人材育成基本方針に基づく取組は、これが実現に目指して進んでいるのだとしっかりと職員にも伝わる形で、できればトップである市長がリーダーシップを発揮して、しっかりと進めていただきたい、実現していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○(総務)職員課長

今まさに横尾委員がおっしゃったことというのは、市長をはじめとして、私どもとしても、共通認識として持っております。掲げた3点の人材を確保して、育成してということもありましたが、やはりおっしゃったように、職場環境整備をしっかりとしないと、やりがいがないだとか、モチベーションが下がるということで、それが離職につながるということがありますから、本当にここがいろいろな意味で、何が優先ということはないと思うので、本当に並行して、いろいろとしっかりと取り組んでいかなければならないとは考えております。

小樽市人材育成基本方針を策定して、まだ時間がたっておりませんので、具体の取組ということで、まだ動き出しているものはそんなに多くはないのですが、既に新しい取組ということで着手しているものがありますので、これから年度も替わっていきますが、しっかりと引き続き取り組んでいきたいと思っております。

○横尾委員

若手がたくさん抜ける部分もありますけれども、特に、管理職の方6名の退職というのは、小樽市として育ててきて、ようやく能力を発揮するところでの人材ですから、かなり大きな痛手だと思います。この小樽市人材育成基本方針で目指すものはつくりましたので、しっかりとそれが実現できるよう、お願いしたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時21分

再開 午後2時45分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党に移します。

○佐藤委員

◎学校での日本遺産教育について

先日の一般質問でいただいた御答弁に再質問させていただきます。

教員向けの日本遺産研修講座はどのようなものを予定しているのでしょうか、お聞かせください。

○(教育)学校教育支援室菊野主幹

日本遺産に関わりまして、教員向けの研修講座であります。小樽市総合博物館の学芸員等を講師といたしまして、歴史的事実、背景、構成文化財などについて講義を通して学ぶことを考えており、現時点では2回実施することを予定してございます。

○佐藤委員

日本遺産の研修講座を受講した教員の方が、市内の小学校で児童たちに受け継ぐ旨もお聞きいたしましたが、この教員の方々が子供たちに指導する際の資料などはお考えでしょうか。

○(教育)学校教育支援室菊野主幹

本市におきましては、小学校5年生を中心に、教材「小樽の歴史」を活用している場面は多いのですが、この活用にあたっての手引も作成しております。手引に日本遺産の部分も加えまして、各学校で活用できるように周知してまいりたいという予定でございます。

また、研修参加者のアンケートなども活用してまいりたいと考えてございます。

○佐藤委員

それでは、この授業は新たに時間割を組み込むのでしょうか。もしくは、社会の時間に取り込んでいくのでしょうか、お聞かせください。

○(教育)学校教育支援室菊野主幹

研修を受講した教員がどのような授業の場面で指導に役立てるのか、取り入れるのかという御質問であると思いますが、新たに盛り込むというよりは、現在行っております副読本「わたしたちの小樽」を使った小学校4年生の社会科の学習ですとか、先ほど申しあげました教材「小樽の歴史」を活用した小学校5年生の総合的な学習の時間を中心に、研修講座の内容が生かされているものと期待してございます。

○佐藤委員

それでは、研修講座の内容は主に小学生に還元されていくものと考えているのですが、中学生に対してはいかがでしょうか。

○(教育)学校教育支援室菊野主幹

研修講座への参加につきましては、小学校の教員に限らず、中学校の教員も対象といたしますので、受講した教員には、学んだ内容を、例えば学級活動の一場面ですとか、ホームルームの時間などで生徒に還元してほしいと考えております。

○佐藤委員

小樽市民、特に子供たちには小樽市を誇りに感じるシビックプライドというものの醸成がされるといいと私も本当に心から思っております。うまくこの授業が成功するようお祈りしております。

◎マイナ救急について

続きまして、マイナ救急についてお聞きいたします。

令和8年度の運用開始に向け、令和7年度に実証事業を行うと聞いておりますが、マイナ救急とはどのような事業なのか、お聞かせください。

○(消防)救急課長

マイナ救急とは、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードを傷病者が所持している場合に、本人またはその関係者の了承を得た上で、マイナンバーカードを活用し、傷病者の搬送先の病院選定に必要な情報を救急隊が専用機器で把握する取組で、総務省消防庁が全国で実施する事業であり、実証事業には本市から救急隊5隊が参加します。

○佐藤委員

実証事業を実施する時期、期間は決まっているのでしょうか。もし決まっているのであれば、具体的にお聞かせください。

○(消防)救急課長

実証事業を実施する時期と期間は、総務省消防庁から示されており、令和7年度の実証事業に参加する全国の救

急隊への専用機器の配付が完了すると見込まれる令和7年7月から8月以降に開始され、令和8年3月末まで行うこととなっております。

○佐藤委員

実証事業を迅速に、そして円滑にスタートさせて進めるに当たりまして、消防本部ではどのような対応を整えるのか、お示してください。

○(消防)救急課長

実証事業に参加するに当たり、取組の概要について、広報おたるなどを活用して市民への周知を図るとともに、実証事業を開始前までに、傷病者や関係者に対するマイナ救急の説明要領、専用機器の操作要領及び個人情報の管理、取扱要領などの研修を全救急隊に行い、その後、一定の訓練期間を設け、全救急隊が確実にマイナ救急の実証事業を行うことができるようにすることで、円滑にスタートさせたいと考えております。

○佐藤委員

それでは、マイナンバーカードから傷病者の情報を確認しますが、医療機関に資するものとして、氏名、生年月日、また住所のほか、既往歴、医療機関名、薬剤情報、特定健診等の情報のほかに、どのような情報がありますか。また、情報確認作業は誰が行うのか、そして得た情報はどのような方法で医療機関に伝達するのか、お聞かせください。

○(消防)救急課長

マイナンバーカードから得られる情報としましては、御質問いただいた情報のほかに、受診歴、電子処方箋情報、手術情報及び診療情報があります。

また、情報確認作業につきましては、現地で救急隊員が専用機器で行うこととなり、把握した情報は病院へ収容依頼をする際に電話で伝えるとともに、傷病者を病院へ引き継ぐ際に使用する傷病者引継書に記載して、病院に渡します。この際、マイナンバーカードを確認した専用機器に確認した情報が記録されることはありません。

○佐藤委員

では、実証事業を行うに当たって、市民へはどのような方法で周知しますでしょうか。

○(消防)救急課長

市民へは、広報おたる、FMおたる及び市役所に設置しているデジタルサイネージで広報するほか、総務省消防庁で作成したショートムービーを市のホームページや消防本部のSNSに掲載するなどし、周知したいと考えております。

○佐藤委員

マイナ救急の実証実験が令和4年度に行われまして、その後、令和6年度には実証事業が行われております。2月21日のNHKでは、神奈川県平塚市の実証事業結果が報道されておりました。平塚市は人口25万人の都市です。昨年5月から2か月の実証事業では、救急車の出動が2,883件のうち、マイナ保険証を活用した割合は14.8%とのことでした。

過去の全国のデータから見まして、本市での活用割合はどのぐらいになるかと予想されますでしょうか。

○(消防)救急課長

令和6年度の実証事業の詳細が公表されていないため、予測が難しいところですが、神奈川県平塚市と本市で確認できるデータとして、マイナンバーカードの保有率から考えますと、両者とも74%台でほぼ同じであることから、本市のマイナ救急実証事業において、マイナ保険証が活用される割合は、平塚市と大きく変わらないのではないかと考えられます。

○佐藤委員

救急隊員の業務は、傷病者の生命に関わることもある中で、実証事業における一連の作業は救急隊員の負担には

ならないのでしょうか、お聞かせください。

○(消防)救急課長

マイナ救急実証事業に参加するに当たり、救急活動において専用機器の操作が必要になりますが、現在行っている口頭や筆談による傷病者情報の取得に要する時間短縮が見込まれるため、救急隊員の負担にはならないものと考えます。

○佐藤委員

それでは、マイナ救急の利点や効果についてお聞かせください。

○(消防)救急課長

マイナ救急の利点としましては、体調が優れず会話が困難な傷病者が救急隊員からの質問に答える負担が軽減されることや、救急隊員が正確な情報を把握できることがあります。

効果としましては、マイナンバーカードの登録情報を搬送先医療機関の選定に役立てることで、救急業務の円滑化が図られるものと考えております。

○佐藤委員

小樽市民の健康、そして命を守るために大切な事業だと思います。市民の方々に周知していただいて、スムーズに事業が進められることをお祈りします。

◎小樽・桂岡線について

それでは、市内のバス路線について質問をいたします。

市内バスの減便が続いている昨今であります。市内桂岡にお住まいの方から、桂岡と小樽駅を結ぶ北海道中央バス株式会社の小樽・桂岡線について本年10月で廃止されるという話を聞いたとのことで、お問合せを受けました。

まず、市として、そのような事実があるのか、市が把握しているのかをお聞きいたします。

○(総合政策)官民連携室柳谷主幹

事業者から10月1日付で廃止する旨の連絡を受けておりまして、承知しております。

○佐藤委員

また、この件について、北海道中央バスと地元町内会と情報交換などはされているのでしょうか。

○(総合政策)官民連携室柳谷主幹

この報告を受けまして、廃止ではなく減便対応などができないか、事業者と協議いたしました。乗務員の確保が難しいことや利用状況などから、路線維持は困難とのことでありまして、まずは路線廃止により影響を受けると考えられる地区の町内会長に対しまして、事業者と共に報告を行ったところです。

○佐藤委員

減便と廃止は大きな違いであります。存続を図れるよう、事業者である北海道中央バスと協議していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○(総合政策)官民連携室柳谷主幹

市といたしましては、市内のバス路線全般につきまして支援を行いながら、存続に努めてきたところではあります。当路線につきましても、廃止の連絡を受けまして、減便対応などができないか、事業者と協議するなど対応を検討してまいりましたが、乗務員不足、また利用状況などから、路線維持は困難とのことであり、廃止については避けられないものと考えております。

しかし、先日の町内会長との報告の中で、御意見、御要望等をいただいておりますので、バス事業者とも協議しながら、市としても対応できることについては対応してまいりたいと考えております。

○佐藤委員

ぜひ地元の方々とともに十分に協議していただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○中村(吉宏)委員

◎冬場の小樽公園周辺の駐車場の利用について

最初に、冬場の小樽公園周辺の駐車場の利用について伺います。

駐車場を利用するスペースは、冬期間、場所が限られる状況であります。体育館や市民会館を利用する場合、また小樽市公会堂を利用する場合、市役所駐車場や緑小学校跡の駐車場の利用が見込まれます。冬期間、緑小学校跡も台数が限られたり、雪の影響で近隣の駐車場も利用できないという中で、2月下旬にスポーツの大会が行われた際に、周辺道路に路上駐車が行われて危険な状況が生まれました。

こうした課題について、市の認識と伺いますか、状況把握も含めてお示しいただきたいと思えます。

○(教育)生涯スポーツ課長

冬期間の体育館周辺での駐車場の不足は従来からの問題であり、大会などが開催された際に、不足が生じる場合もあると認識しております。

現在、実施団体に対しては、冬期間は駐車場が少なくなるため、公共交通機関の利用や乗り合いによる来場を促すとともに、小樽市総合体育館に実施される大会などのイベント時には、事前に建設部に連絡し、雪捨場として併用している旧緑小学校跡地の駐車スペースの確保や市役所駐車場を紹介するなどしております。

○中村(吉宏)委員

団体への周知、それから駐車スペース確保ということですが、そのほか何か対応策として考えられることはあるかどうか、お示しください。

○(教育)生涯スポーツ課長

これまでも大会開催時には、バスや自家用車の台数把握など情報を得て対応しておりましたが、今回、周辺道路に路上駐車があったことから、今まで以上にしっかりとした周知を含め、対応していきたいと考えております。

また、夏場に駐車スペースとして利用している旧緑小学校跡地につきまして、冬場は雪捨場として使用しておりますが、駐車スペースを拡張することができるかどうか、次年度に向けて建設部と協議していきたいと考えております。

○中村(吉宏)委員

この先、実は、緑小学校跡は体育館とプールを併設した公共施設の建設等も控えており、この先の課題というのがこれから数年まだ続くと思えますので、より有効な手段を考えていただきたいと思えます。

◎日本遺産認定後の取組状況(教育含む。)について

続きまして、日本遺産認定後の取組状況についてということで伺います。

今定例会で、「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」について、普及への取組と、この取組について国の審査というのが6年後に行われるということが判明いたしました。様々な企画を用意して、市内外に日本遺産認定のものを周知普及すると。これは、構成文化財のみならず、本市の歴史文化を浸透させることは必須ですが、実は「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」を根底から支えるのが、これよりも先に認定を受けた炭鉄港すとか、北前船寄港地・船主集落があるわけでありまして。

この北前船は、2023年7月に継続認定を受けたということで、3年後にさらに審査を再度受けることになると思えますが、炭鉄港については令和元年5月の認定ですので、今年この取組の審査を受けることになると思えます。

まず、炭鉄港のこれまでの取組についてお聞かせいただきたいと思えますが、いかがですか。

○(産業港湾)観光振興室津田主幹

炭鉄港のこれまでの取組につきましては、令和元年度に日本遺産に認定されてから、炭鉄港推進協議会が中心となって取組を推進してきましたが、主なものとして、炭鉄港ガイドの養成やパンフレット、ホームページ

等による情報発信、炭鉄港めしの活用による魅力の創出、ガイドつきミニツアーなどを実施してきたほか、協議会以外の取組の、例えば小樽市内の取組といたしましても、パンフレットやポータルサイトを通じて北前船、そして「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」と一体となった情報発信をしてきましたほか、例えば民間団体によるイベントとして、レールカーニバル in おたるの開催などに取り組んできたところでございます。

○中村(吉宏)委員

小樽市の中で様々な取組をしているということでありますけれども、この炭鉄港というのが「北海道の『心臓』と呼ばれたまち」とは別で、シリアル型の認定であると。空知の炭鉱と室蘭の鉄鋼、そして小樽市の港と、それを結ぶ鉄道がストーリーの構成要素であると思います。

つまり、ストーリーを浸透させるには、もちろん他都市との連携が必要であるということかと思っておりますけれども、これまで連携という観点でどのような取組を行ったのか、お示してください。

○(産業港湾)観光振興室津田主幹

他都市との連携した取組につきましては、炭鉄港はシリアル型の日本遺産でありますことから、多くの取組において、基本的に連携して事業を推進しているところではあります。その中でも、特に連携により地域間の周遊効果を高める代表的な取組といたしまして、炭鉄港カードキャンペーンですとか、炭鉄港めしオンラインスタンプラリーなどの取組を実施しております。

また、構成メンバーが一堂に会しまして、ストーリーへの理解を深める取組といたしまして、昨年12月には5周年の記念フォーラムが開催されたところです。

○中村(吉宏)委員

いろいろと取組をされている中で、この間、新型コロナウイルス感染症の影響もありまして、対面の行事というのがなかなか難しい時期もあったと思います。その時期の取組と、収束後の現在における取組の状況を示していただきたいと思っております。

○(産業港湾)観光振興室津田主幹

炭鉄港推進協議会では、コロナ禍におきまして、一部モニターツアーや展示会の開催を見送ったことや、例えば会議をリモートで行ったなどの制限はございましたが、基本的に感染対策をしっかりとした上で、対面の事業も含めて展開してきたところですので、収束後と比較して、コロナ禍を理由とした取組内容に大きな違いはないところです。

○中村(吉宏)委員

コロナ禍でも行える手段をもって取り組んできたということであると思っておりますが、さらにこれは観光客ですとか、市民への周知、浸透を図るほかに、今、佐藤委員からもお話がありましたけれども、地域の子供たちの教育に取り入れていくということも必要だと、私も考えるわけであります。

市の見解と子供たちへの教育の観点から取り組んでいることがあればお示してください。

○(産業港湾)観光振興室津田主幹

地域の子供たちに日本遺産の魅力を伝えることは、郷土愛、シビックプライドの醸成につながるもので、日本遺産の制度の目的の一つでもあります地域住民のアイデンティティの再確認にも資するものとして、重要と認識しております。

次に、取り組んでいる内容につきましては、まず、私から炭鉄港推進協議会における取組を御紹介いたします。炭鉄港推進協議会では、次世代伝承の事業といたしまして、令和元年度に子供向けの学習教材を作成いたしまして、これを市内の小学校に配布するという取組を実施しております。

○(教育)学校教育支援室菊野主幹

子供がふるさとのよさを実感するための学習をしていくことは、非常に大切なことだと考えております。現在の

取組としまして、炭鉄港の時間として、それを特化して扱うということはありませんが、4年生では、社会科で「わたしたちの小樽」を活用していますので、この学習で取り入れたり、小学校5年生の教材「小樽の歴史」を使った学習の中で、鉄道、港など小樽市の歴史を学ぶという学習に取り入れ、学習活動に取り組んでいるところでございます。

○中村(吉宏)委員

今の御答弁は、炭鉄港推進協議会の活動は教材を用意して、炭鉄港を知らしめてくれているのだと。一方、教育からの答弁は、特に特化はしていないと。小樽に関連するものの教育が施されているということでありました。

炭鉄港はシリアル型であるというのは、実は非常に他地域のことを学ぶ本当によい機会であると私は考えるのです。炭鉄港を学ぶ機会として、例えば教育の関連でいきますと、小学校の宿泊学習ですとか修学旅行、また中学校でも宿泊研修等を行っていると思いますが、そういうものを利用して、関係都市間で連携して、児童・生徒の相互交流の学習の機会を設けることも有効ではないかと思うのですが、市の見解を伺います。

○(教育)学校教育支援室菊野主幹

旅行的行事を活用して、他都市との連携をというお話がございました。有効性についてはあると考えるところではございますが、見学先につきましては、やはり各学校が自校の学習との関連、それから炭鉄港というお話をいただきましたが、そのほかの見学先がどうなのか。それから体験活動との関連、また移動の時間ですとか、費用、目的地の宿泊施設という状況もあると思いますので、このことを総合的に判断して、各学校が決めることが大切であると考えてございます。

○中村(吉宏)委員

そこで行きますと、御存じだと思いますが、文部科学省の資料だと思うのですが、都道府県・政令指定都市修学旅行実施基準概要一覧というのがありまして、北海道については小学校、中学校の旅行先について、あるいは期間ですとか、旅費は市町村教育委員会の定める基準によるという規定があります。

教育委員会から一定の方向性を示して学校に落とししていくことも可能かと思うのですが、そういった観点から、この点はいかがでしょうか。

○(教育)学校教育支援室菊野主幹

本市におきましては、小樽市小・中学校修学旅行の実施基準を定めてございますが、この中では小樽市立学校管理規則の第38条に基づきまして、旅行的行事の部分は校長が市の基準に基づいて決めていくということになりますが、市の旅行的行事の実施基準については、現時点では形態ですとか、日数を含めた範囲ということは規定しておりますが、目的地をここにという部分までは定めていないところでございます。

○中村(吉宏)委員

今、範囲という言葉がありましたけれども、範囲は何を指し示すのか、お聞かせいただけますか。

○(教育)学校教育支援室菊野主幹

範囲でございますが、全行程の距離というところで、範囲を定めているところであります。

○中村(吉宏)委員

その範囲は何キロメートル以内などということなのだと思いますけれども、小学校の修学旅行でいけば、小樽市からですと、洞爺湖ですとか、登別方面が少なくとも私の時代は定番だったのです。そういうことでいきますと、例えば炭鉄港、一つは目的地が石炭でいけば、南空知方面です。あるいは、鉄でいけば室蘭市になると思います。

そして、それぞれの施設を見ることによって、百聞は一見にしかずという言葉もあるとおり、子供たちの教育にとっては見ることは非常に大切な機会だと思うので、実際にこのような取組というのを今後において、小樽市の小学校、中学校でも実施していただくようにぜひ進めていただきたいと思いますが、見解はいかがでしょうか。

○(教育)学校教育支援室菊野主幹

今お話しいただきました部分でございますが、今後につきましてはということなのですが、繰り返しになるところがありまして大変申し訳ございませんが、各学校のその他の見学先との兼ね合いと行った先の体験活動がどの程度、どのようなことができるのか、それから、移動の時間、費用、宿泊施設の充実のあたりなどを総合的に判断する。情報を集めることまで含めて各学校が決めていくところが大切でありますので、市としては、必ずここというのは、現時点ではなかなか難しいのではないかと考えてございます。

○中村(吉宏)委員

今の御答弁でいくと、どこの場所を選んでも同じ問題が生じるのではないかとと思うのです。必ず行けるかどうかは分かりませんが、少なくともせつかく日本遺産の認定を受けているところの学習の機会として、こういったものもメニューというか、選択肢の中に入れていくことは十分に考えられるのではないかと。そうしないと、次世代にも重要な情報は伝わっていきませんし、日本遺産の歴史を引き継いでいくことが不可能になってしまうのではないかとということも危惧しながら、今お伺いしておりました。

一般的な答弁が返ってきて、悲しいと思っているのですけれども、そういった観点からも、子供たちの未来の教育、そして歴史や文化を伝承していくのだという観点から、少し積極的にこの要素をぜひ教育現場の中に落とし込んでいただきたいと思うのです。

今の考え方を含めて、もう一回御答弁いただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

○(教育)学校教育支援室菊野主幹

委員の御指摘のところは理解できる場所があります。大切さは承知いたしております。その中で、各学校にも我々としても情報をお伝えしていきたいと考えますし、関係する都市から、教育旅行に関するこういう情報をいただいた際には、またそれを速やかに校長会に伝達しながら、実施可能かどうかも含めて、協議してまいりたいと考えております。

○中村(吉宏)委員

今、小樽市の小・中学生がというお話をしましたけれども、この設問の最初で、関係都市間で連携しというお話をさせていただきました。必ずしも小樽市の小・中学生だけが先方に赴いてということではなくて、先方の学生、例えば三笠市の小・中学生を小樽市に受け入れる、あるいは室蘭市に訪問するということも可能だと思うのです。そういう連携、情報交換を行いながら、こうしたことを充実させていただきたいと思っておりますけれども、これについて見解はいかがでしょう。

○市長

特に炭鉄港のお尋ねですが、炭鉄港は産炭地と小樽市と室蘭市ということで地域が分散しておりますので、なかなか連携して一つの事業に取り組んでいくことは難しいとは思っております。今、教育旅行を例示されましたけれども、私としては、例えば鉄道、あるいは石炭ということは小樽市の子供たちが使っている副読本の中にもまさに記載されておりますので、旅行先としての教育的な意味はあるかと思っております。

ただ、学校の御判断だということですので、それは学校の御判断にお任せするしかありませんが、一方では、三笠市なり、あるいは室蘭市から小樽市にお越しいただくということで、教育的な部分で連携を図っていくことは、ある意味で教育的な意味もあるだろうと思っております。私は、炭鉄港の推進協議会の副会長も務めておまして、今後そういった総会なりもあると思っておりますので、そういった中で教育的な連携も図っていけないかどうかについては提案させていただくといえますか、お話しさせていただきたいと思っております。

○中村(吉宏)委員

学習のものが一目瞭然の世界で、石炭の炭鉱の入り口ですとか、ふだん入れないところを見るというのは非常に貴重な体験なのだろうと思います。市長が他都市の方々と少し取組を行ってくれるということでありますので、御

期待を申し上げながらですけれども、せっかく日本遺産として認定を受けました。

中には、認定から外された都市もあるという状況も伺える中で、今後も各都市間のまちの歴史を誇りとして伝えることは、将来にわたっての我が都市だけではなくて、各都市におけるシビックプライドの醸成にも有効であると思いますし、今後も小樽市が認定された日本遺産を持続させていく取組の柱にもなっていくものかと私は思っているので、積極的に検討しながら取り組んでいただきたいと思います。

同じ答弁が来るかもしれませんが、次に、北前船についてです。

例えば中学校の修学旅行のメニュー、中学校の修学旅行はもっと範囲は広がると思うのですけれども、こうしたものにも同様に加えていくことも可能なのかと思いますが、この点、見解はいかがでしょうか。

○(教育) 学校教育支援室菊野主幹

中村吉宏委員の御指摘のところ、繰り返しになるかもしれませんが大変恐縮なのですが、行った先の現状でいきますと、近年は関東という学校も、自校のカリキュラムの中で考えているところもある中、東北を選んでいる箇所というのがありますので、当然これは学校が決めていく部分がありますが、やはり自校の学習との関連、有効な、そして大事なことでもありますので、その辺の情報を踏まえながら学校には提供してまいりたいと考えます。特に中学校となると費用の部分、交通、それから時間もありますので、ここについては慎重に考えていかなければならないのではないかと考えております。

○中村(吉宏)委員

今そういう答弁が来るだろうと思っておりましたけれども、せめて費用といった細かなものもありますけれども、それも学校サイドで考えることなのだろうと思うところであれば、教育委員会にお願いしたいというところですが、せめて校長会に議会の中でもこうした意見がありましたと、ぜひ日本遺産の推進、子供たちの教育に向けて取り組んでという声がありましたと、検討を依頼するぐらいの答弁が欲しかったと思います。

その点も含めて、最後に伺って終わりたいと思います。いかがですか。

○教育長

中村吉宏委員の御質問にお答えいたします。

今、双方向の関係性といいますか、学びの場といいますか、そういうことというのは、これからも考えることができるのだと思います。例えば、先ほど炭鉄港の話で言えば、芦別市からも小樽市総合博物館へ見学に来ていることもありますし、そういう子供たちと小樽市の子供たちが交流するという場面も、今後、検討していけたら実現できるのではないかと考えています。

今、修学旅行で北前船の話が出てきました。非常に費用の問題だとか、行程、時間の問題だとか、やはりいろいろハードルは高いものがあるかと思いますが、やはり日本遺産という一つの小樽市で大切な学びの場面でもございますので、そういう点を校長会に提案していったり、またはそういう関連する都市から何か教育旅行の情報などがありましたら、私たちが教えていただきながら、それを学校に提供してまいりたいと考えてございます。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

共産党に移します。

○松井委員

◎介護保険制度について

まず、介護保険制度についてお聞きしたいと思います。

この制度の運営する主体、保険者と加入者、被保険者は誰になるでしょうか。

○(福祉保険) 介護保険課長

介護保険制度、保険者は市町村になります。被保険者は市町村の住民のうち、40歳以上の方になりまして、そのうち65歳以上の方が第1号被保険者、40歳以上65歳未満の方が第2号被保険者となります。

○松井委員

小樽市の第1号被保険者と第2号被保険者の直近の人数と割合をお聞かせください。

○(福祉保険) 介護保険課長

令和6年12月末時点の数字になります。小樽市の住民で40歳以上の被保険者は7万7,699人、そのうち第1号被保険者は4万3,534人で、割合としては約56%、第2号被保険者は3万4,165人、割合が約44%となります。

○松井委員

介護保険の財政ですけれども、特別会計で運営されているわけですが、給付費の負担割合については、どうなっていますでしょうか。

○(福祉保険) 介護保険課長

介護給付費の費用につきましては、50%が公費負担で50%が保険料負担となっております。公費負担50%の内訳ですが、国が25%、都道府県と市町村がそれぞれ12.5%となっております。保険料負担50%の内訳ですが、第1号被保険者分が23%、第2号被保険者分が27%になります。

○松井委員

国の25%のうち、調整交付金が5%程度入っていることを知りました。これが市町村の75歳以上の高齢者の割合や高齢者の取得状況によって、調整交付金に差があると見たのですけれども、小樽市の場合はどうなっているのでしょうか。

○(福祉保険) 介護保険課長

公費負担のうち、国の負担25%のうちの5%が調整交付金になります。本市におきましては、全国の平均よりも後期高齢者の比率や低所得者の割合が高いものですから、令和6年度の交付割合は8.95%となっております。

○松井委員

保険料の仕組みについてです。第1号保険料はどのように算出されていますでしょうか。

○(福祉保険) 介護保険課長

第1号の保険料ですけれども、法定3年度の計画期間ごとにサービスの費用の見込額を負担する第1号被保険者数で平均した基準額に基づきまして、市町村ごとに定める所得段階別の保険料率によって算定されております。

○松井委員

保険料率によって算定されていると言います。基準額に乗率を掛けることが算出になるのでしょうか。

○(福祉保険) 介護保険課長

基準額に乗率を掛けて、各段階ごとに保険料を算出しております。

○松井委員

では、小樽市の最低の額は幾らからになりますか。

○(福祉保険) 介護保険課長

本市におけます最低額になりますが、第1段階になりまして、年額にしますと2万180円、月額平均で約1,682円となっております。

○松井委員

最低の第1段階で月額にすると約1,682円ということですか。

約1,682円といっても、低所得者の方とか、事情があって納付がなかなか困難だという方もいらっしゃるのではないかと思いますので、減免制度というのがありますか。

○(福祉保険)介護保険課長

65歳以上の第1号被保険者の方で、低所得者の方に向けまして、本市独自の減額制度を実施しております。減額の対象者になりますが、生活保護受給者の方は除くのですが、保険料の所得段階が第1段階で老齢福祉年金を受けている方、または第2段階以上で三つの要件を設定しまして、それを全て満たしている方になります。

その要件になりますが、一つ目が、世帯の年間総収入の額が生活保護基準額の1.2倍以下であること。二つ目が、世帯において、原則としまして居住用の土地、家屋以外の不動産を所有していないこと。三つ目が、世帯の預貯金額の総額が単身世帯では150万円、その他の世帯では世帯員合計で300万円を超えないことが条件となっております。

○松井委員

免除ということはあるのでしょうか。

○(福祉保険)介護保険課長

制度の仕組みとしまして、全額の免除は国で禁止しておりますので、独自の減免で第1段階までの減額となっております。

○松井委員

最低でも約1,682円になりますね。

第1号保険料の徴収方法はどのようになりますか。

○(福祉保険)介護保険課長

保険料の徴収方法は、納付書等によります個別徴収となる普通徴収と年金から差し引く特別徴収があります。年金を頂いている方、年額が18万円以上の方は特別徴収が基本となっております。

○松井委員

年金から天引きされる方は別として、普通徴収の方、納付書が届いても、中にはなかなか払えないという方もいらっしゃるのではないかと思いますので、第1号保険料の滞納繰越額はどのくらいあるのでしょうか。

○(福祉保険)介護保険課長

令和7年度の当初予算になりますが、545万3,000円程度と見込んでおります。

○松井委員

次に、第2号保険料はどのように算出されますか。

○(福祉保険)介護保険課長

市町村ごとに算出する第1号の保険料と異なりまして、全ての第2号被保険者で負担すべき額は27%あるのですが、それを決めまして、各医療保険者にその金額を割り当てました後、医療保険ごとの算定ルールによって算出しております。

○松井委員

その徴収方法についてお聞かせください。

○(福祉保険)介護保険課長

加入する医療保険ごとになりますが、医療保険料と一体的に徴収されております。

○松井委員

協会けんぽの保険料は医療に係る保険料率に介護保険料率を足したものを本人と企業で、負担が折半されることとなりますけれども、小樽市の国民健康保険はどうなっていますでしょうか。

○(福祉保険)保険年金課長

国保では、北海道におきまして、協会けんぽのように完全に企業と50%折半というわけではないのですが、公費

等を含めて、各市町村の国保納付金の介護分などを計算し通知すると。小樽市では、納付金額と条例による賦課割合から料率を決定しております。

○松井委員

よく分からなくて、では、個人の負担のほかに公的な負担が加わることはあるのでしょうか。

○(福祉保険) 保険年金課長

公費負担が道に入りまして、その上で介護納付金が決定されてということになるので、公費が入っております。

○松井委員

予算についてお聞きします。

令和7年度当初予算案を見ますと、歳出で保険給付費の特定入所者介護サービス費が、前年度比で4,364万円、約13.2%の減になっているのです。大きな数字ではないかなと思って目についたのですけれども、この内容と要因をお聞かせください。

○(福祉保険) 介護保険課長

特定入所者介護サービス費になりますが、市町村民税の非課税世帯などの低所得者を対象にしまして、施設サービスですとか、短期入所サービス利用時の食費や居住費につきまして、所得段階や居室の環境に応じた負担限度額を超える費用への補足給付となっております。

令和6年度は事業計画の初年度でもありまして、一定程度の利用の増を見込んだ予算としていたところなのですが、令和5年度からの利用の伸びが緩やかだったものですから、令和7年度予算は令和6年度の実績を基に予算計上した結果、前年度比で減額となっております。

○松井委員

もう一つ、事務費として、基金積立金が前年度は58万円に対して、新年度は524万円という桁違いの予算になっていきますけれども、基金積立金はどういうものなのか、増になっている要因は何なのかをお聞かせください。

○(福祉保険) 介護保険課長

急激な給付費の増額に対応できるように、各年度ごとの保険給付費に対する介護保険料の収入の余剰分を介護給付費準備基金として積み立てております。

当初予算における基金積立金につきましては、金融機関の預金利子収入について計上しておりまして、令和7年度予算におきましては、預金利率の変更に伴う増額を見込んでおります。

○松井委員

新規事業で、介護人材キャリアアップ支援事業費に364万5,000円が計上されています。ケアマネジャー資格を取得するために大きな経済的負担がかかることから、ケアマネになることを断念される方もいるということを我が党の小貫議員が令和6年第4回定例会で代表質問しています。

今回の事業、諸要件を満たした方に介護の資格取得に係る研修費用の一部を助成とありますけれども、諸要件、そして助成内容についてお聞かせください。

○(福祉保険) 洪間主幹

助成金の対象となる要件につきましては、以下の四つを全て満たす者としております。一つ目、助成金の申請日において、市内介護サービス事業所等に3か月以上継続して就業し、かつ就業中であること。二つ目、助成金の申請日の属する年度、またはその前年度において、対象となる研修を受講し、修了していること。三つ目、国、道、その他公的機関並びに介護サービス事業者から類似の助成を受けていないこと。四つ目、助成金の申請日において、小樽市に住所を有し、市税の滞納がない者であるということです。

次に、助成の内容なのですけれども、対象となる研修につきましては、介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修、介護支援専門員実務研修で、対象経費につきましては、助成金対象者が受講し、修了した研修の実施機関に

直接支払った受講料とし、助成金の額は対象者が支払った対象経費の2分の1相当の額とし、各研修の助成上限額がございまして、介護職員初任者研修が5万円、介護福祉士実務者研修が9万円、介護支援専門員実務研修が4万円となっております。

○松井委員

これで取得しやすくなったと思っています。

先日、市民団体の方と懇談した中で、介護施設で働く外国人介護者をよく見かけるようになったと、明るく接してくれて印象がいいというお話を伺ったのですが、実際に本市で働く外国人の方はどのくらいいるのか、押さえていらっしゃいますでしょうか。

また、外国人介護職員について、本市としてはどのようにお考えになっていますでしょうか。

○(福祉保険) 洪間主幹

昨年、市が実施した市内介護事業所への調査によりますと、市内10事業所で20名が就労中であり、今後も介護の担い手として増加していくものと考えております。

○松井委員

20人いらっしゃるということで、新規事業で、外国人介護人材確保支援事業費が計上されています。外国人の介護職員の方はもちろん歓迎します。しかし、2026年度には全国的に介護職員が25万人、2040年度には57万人も不足すると言われていますが、介護人材不足の解消には抜本的に何が重要であると考えますか。

○(福祉保険) 介護保険課長

介護職員が不足する要因は幾つか考えられるのですが、就きたい職業としての魅力ですとか、選ばれる要件が必要ではないかと思えます。将来的に労働者の人口の減少が見込まれておりますので、その中で介護保険制度の持続可能性という観点からも、これは国の責任におきまして、継続的に処遇改善措置を講じるなど、ほかの業種と比べて遜色のない賃金水準となるような底上げを図っていくことですか、安定したサービス提供や離職防止に資する就業環境の改善に向けた十分な支援策を講じることなどが重要ではないかと考えております。

○松井委員

就労関係が非常に大事だと思います。国の政策が本当に前進することを要望していきたいと思えます。

◎補聴器購入助成について

次に、補聴器購入助成についてお聞きます。

高齢者の難聴は、聞こえにくさから、会話やコミュニケーションの困難を生じ、社会とのつながりが希薄になる、認知症や社会的孤立の要因になると言われています。

加齢性難聴の方に、補聴器購入助成をする自治体がこの3年間で10倍以上に広がっていると聞きます。それはなぜだとお考えになりますか。

○(福祉保険) 福祉総合相談室長田主幹

加齢により耳が聞こえづらくなった高齢者を対象に、日常生活でのよりよいコミュニケーションの確保、介護予防や認知機能低下を予防し、積極的な社会参加を促すため、補聴器の効果を認識し、独自に補聴器購入費用の一部を助成する自治体が増えていると考えております。

○松井委員

署名などに取り組む自治体、市民の方も多くなっていますし、自治体としても必要性を感じているのかと思っています。

今回、新たにがん検診受診率向上を目指したウイングバイウォーキングを進める事業も予算化されています。高齢者の方も難聴で家に籠もりがちになるよりは、出歩けるほうが健康づくりや認知症予防にいいと思えますか。

○(福祉保険)福祉総合相談室長田主幹

外出することで、歩くなど体を動かしたり、誰かと話をしたり、風景を見たりして、外部から刺激を受け、身体活動や認知活動の量を増やすこととなりますので、健康づくりや認知症予防に効果があると思います。

○松井委員

国の保険者機能強化推進支援金、介護保険者努力支援交付金の目的の中の認知症総合支援の取組状況に2025年度から新たに認知症の総合支援の一つとして、難聴高齢者の早期発見、早期介入等の取組の評価指数が入ったということなのですけれども、これについて説明をお願いいたします。

○(福祉保険)福祉総合相談室長田主幹

今回、新たに加わったのは、介護予防、健康づくり等に資する取組を重点的に評価する保険者努力支援交付金に係る32項目のうちの1項目として追加されたものです。

成果指標としましては、難聴高齢者の部分に関しまして、普及啓発の取組を行っているか、早期発見の取組を行っているか、受診状況の把握と未受診者への再度の受診勧奨を行っているか、受診勧奨者のうち50%以上の者が受診しているかという項目になっているものです。

○松井委員

静岡県静岡市では、「聴覚は一生のパートナーです。「年だから仕方ない」と思わず、健康的な人生を楽しむため、自分の「聞こえ」に関心を持ってみませんか。」ということで、65歳以上の方を対象に、まず「聞こえ」の確認の会を昨年8月から11月までの全20回を商業施設とかイベント会場などで開催して、来場者の中で不安がある人には、医療機関への受診を勧めたり、その後フォローアップ調査もしたり、そして補聴器が必要と判断された方には、補聴器購入費を上限3万円まで助成するという事業を2024年度から始めています。

本市では、高齢者の難聴者支援の取組は何かありますでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室長田主幹

現在まで、御紹介のありました静岡県静岡市のような取組も含めて、本市では高齢者の難聴者を支援する取組というものはありません。

○松井委員

静岡県静岡市の取組ですけれども、やはり非常に見える形で、高齢者にとっても、市がそういうところを援助してくれるのだということが伝わりやすい取組ではないかと思います。

先ほどの交付金を補聴器の助成に活用するということができるのではないですか。

○(福祉保険)福祉総合相談室長田主幹

全国の自治体の取組で交付金を活用している事例があることは承知しておりますので、制度的にといいですか、そういう部分では、この交付金を補聴器助成に活用はすることができるものであります。

○松井委員

今、継続審査になっていますけれども、加齢による難聴者への補聴器購入助成の陳情も出されていますし、また他の会派からも実施すべきではないかという声も上がっています。国でも、難聴高齢者への支援を重要だと認めて交付金措置もしているわけですので、本市でも取り組む時期に来ていると思いませんか。

○(福祉保険)福祉総合相談室長田主幹

まず、この交付金についてなのですが、先ほど御説明しました難聴高齢者への支援に関する評価を含め、高齢者の自立支援重度化防止等に向けた取組について、保険者機能強化推進交付金では21項目、努力支援交付金では32項目の評価指標に基づいて、国の予算の範囲で全国の自治体に配分されているものです。本市では、介護保険特別会計の地域支援事業第1号被保険者のルール負担分について、この交付金を充当しているものでございます。

補聴器購入助成の取組につきましては、これまでの答弁の繰り返しになりますが、現時点での本市の見解は引き

続き全国市長会を通じて、補助制度の創設を国に要請してまいりたいと考えているところであります。

また、あわせて、他市の取組も情報収集しながら、慎重に検討を進めたいと考えております。

○松井委員

ぜひ見える形で前に進むことができるといいと思っています。

○小貫委員

◎石狩湾新港について

石狩湾新港の関係で質問します。

今年も負担金が約2億5,000万円ということで、大変重い負担金が続いているわけです。補正予算では負担金の減額補正が行われました。主な要因について説明してください。

○(産業港湾)港湾室主幹

令和6年度の石狩湾新港管理組合負担金の補正では、約2,240万円減額補正するものでございますが、その要因として予算執行の精査により、歳入では使用料収入における上屋使用料などの増や令和5年度決算による繰越金の増などがあり、歳出では国直轄事業費の配分の減などによるものでございます。

○小貫委員

管理組合の使用料収入についてですけれども、昨年の予算特別委員会で聞いて、約10年前と比べると、二つの会計を合わせて4,000万円減っているという説明があったわけです。

令和6年度と比べて、施設使用料等占用料で新年度はどのように計上されているのか説明してください。

○(産業港湾)港湾室主幹

石狩湾新港の令和6年度当初予算における使用料収入についてでございますが、一般会計、特別会計を合わせて、約4億4,946万円でしたが、令和7年度は約4億5,641万円と約695万円増えた形で計上しております。

○小貫委員

増やした形でということではございましたけれども、補正予算と比較しても、こうやって使用料収入も増えて、繰上償還もあったわけですが、微減ですけれども、なぜ新年度の負担金は思ったように減っていないのか、この辺はいかがですか。

○(産業港湾)港湾室主幹

令和7年度予算では、人件費及び資材、燃料費などの高騰のほか、早急な対応が必要な修繕の増などにより、負担金の減少が少なくなっているものでございます。

○小貫委員

それだけではないですね。やはりこの間、港湾建設費が増えに増えて、市債、組合債の残高も増えていきますし、直轄事業では過去10年で最大という規模の予算計上もやっているということが背景にあるのではないかと思います。

西地区に荷役機械があつて、今回、企業からそのお金が入ったということがあつて、繰上償還しているのですけれども、平成18年でしたが、荷役機械等については、母体負担はないのだと管理組合は答えているわけですけれども、これとの関係で現状はどう考えているのでしょうか。

○(産業港湾)港湾室主幹

西地区の荷役機械につきましては、令和4年度の1月以降、西地区のチップヤードや荷役機械が利用されておらず、それ以降につきましては、当該荷役機械などの使用料を見込めない中で予算編成を行い、起債償還をしてきたところでございます。

管理組合は、できる限り早期に当該施設を利用していただき、使用料収入を確保し、母体負担を低減できるよう、

利用の可能性がある企業へ利用を働きかけるとしておりますので、市としても母体負担の軽減に努めていただくよう、要請してまいりたいと考えてございます。

○小貫委員

多分、主幹は私の管理組合の質問を聞いていたと思うのですがけれども、過去の議会答弁で母体負担はないと言って導入したのです。だから、母体負担の軽減ということは、母体負担はあるということなのです。それでは、駄目だと思いませんかと言いたいのですがけれども、これについてはいかがですか。

○(産業港湾) 港湾室主幹

先ほどの答弁と重なる形になりますが、本市といたしましても、母体負担の軽減に努めていただくよう、要請してまいりたいと考えてございます。

○小貫委員

それで、今、石狩湾新港では東地区の整備をやっていますけれども、想定している総事業費が幾らで、管理者負担は幾らになるのか、想定している貨物も併せてお答えください。

○(産業港湾) 港湾室主幹

東地区の整備につきまして、想定している総事業費は約174億円、そのうち管理者負担は約82億8,000万円となっております。

また、東地区の想定している貨物につきましては、金属くずやバイオマス発電用の燃料となる木質ペレットやPKS、パーム椰子殻などを想定していると聞いております。

○小貫委員

174億円で管理者負担が82億円という莫大な工事ですが、今想定されている貨物について、金属くずだけではなく、木材チップやPKSも含まれるということでした。

先ほどの荷役機械の話に戻るのでありますが、荷役機械というのは、木材チップが使われなくなってから、PKSの利用も考えられるのだということで、そういう利用企業を探していきたいと言っていたのです。そうなってくると、やはり西地区との関係で、東地区の取扱貨物というのはダブってしまうのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○(産業港湾) 港湾室主幹

東地区の整備につきましては、鉄スクラップを取り扱う貨物船の大型化への対応が急がれているとともに、バイオマス発電用燃料を取り扱うことも想定し、整備を進めているところでございます。

バイオマス発電用燃料の取扱いという点については、現在、西地区で取り扱っている状況でございますが、管理組合では、振興地域で新たに複数のバイオマス発電施設の立地が期待されていることから、今後バイオマス発電用燃料の取扱いが西地区に集中した場合、円滑な岸壁利用が難しくなる見込みでございますので、東地区と西地区の両地区における岸壁を有効に活用していくことが望ましいとしておりますので、今後とも取扱貨物などの情報共有をしてまいりたいと考えてございます。

○小貫委員

ただ、木材チップは100万トンレベルでずっと取扱いがあったものが、PKSを東地区でも使って、西地区でもあふれたら、荷役機械を使うのだと。100万トンレベルのものがあって、初めて起債償還というのができてきたわけで、そういうことも考えると、やはり東地区を管理者負担の82億円をかけてやるというのは必要ではないと、現状、私は今の質問を通じても思いました。

◎国民健康保険料について

国民健康保険料ですが、1点だけ確認させていただきたいと思っております。

昨年予算特別委員会の部分で、保険料の話を行いました。そのときと同じように、モデルケースの保険料につ

いてお答えください。

○(福祉保険) 保険年金課長

昨年の予算特別委員会でお答えしましたモデルケース、40歳未満の夫婦と小学生の子供1人の場合で、年間で4万1,750円、65歳以上の夫婦2人世帯では、年間で3万1,340円でした。新年度の保険料につきましては、40歳未満の夫婦と小学生の子供1人の場合で、年間で4万3,840円、65歳以上の2人世帯では年間で3万2,970円となります。

○小貫委員

やはり新年度は引き上がるということで、とんでもない話だということだけ述べて終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○面野委員

◎小樽市本庁舎長寿命化計画について

それでは、小樽市本庁舎長寿命化計画について伺います。

市のホームページを検索すると、小樽市本庁舎長寿命化計画(案)というものが最初に掲載されているのですが、表紙で、令和3年12月に策定された案だと確認ができます。

計画案に対する意見の募集も行っておりまして、その内訳もホームページに載せられているのですが、4名から27件の意見が寄せられていたという記録がございます。

まず、小樽市長寿命化計画案の案が取れて、正式に計画として策定されたのはいつなのか、お聞かせください。

○(総務) 総務課長

小樽市本庁舎長寿命化計画の策定期間でございますが、令和4年2月となっております。

○面野委員

多分、令和4年第1回定例会の公共施設の再編に関する調査特別委員会で示されたものが確認できるのですが、ホームページを探してもなかなか見当たらず、令和4年4月2日に本計画として策定されたものは対外的にホームページや何かで公表されているものなのでしょうか。

○(総務) 総務課長

決定した計画につきましては、公共施設等の取組というページに、ほかの公共施設の計画と共に掲載しております。

○面野委員

そのまま直打ちすると、案が一番先に出てきてしまいますので、せっかく庁内でも御議論いただいて、御尽力いただいて、さらには市民の皆様からも意見を聴取して反映されているものですから、対外的にも、まずは検索しやすいように御配慮いただきたいというのが最初の意見でした。

次に、内容に入っていきたいのですが、現在の本庁舎長寿命化に係る積立金と目標金額についてお聞かせください。

○(総務) 総務課長

現在の積立金と目標金額でございますが、小樽市庁舎建設資金基金及び北海道市町村備荒資金組合に現時点で約7億円を積み立てており、目標金額は計画にも記載しています一般財源の15億円となっております。

○面野委員

ちなみに、積立金の財源についてはどのようになっていますか。

○(総務)総務課長

財源につきましては、一般財源と寄附になっております。

○面野委員

それでは、以前、国の有利な起債に関して、9市が集まり要望活動を行っていたと記憶していますけれども、現在はどのような状況ですか。

○(財政)藤本主幹

本庁舎が耐震化されていない道内9市によりまして、本庁舎整備に係る起債制度創設を要望する会といったものを組織いたしまして、令和3年度より本庁舎建て替えに係る恒久的な起債制度の創設について、要望活動を進めてまいりました。

令和6年度につきましては、国土強靱化の観点から、緊急防災・減災事業債の事業期間の延長と財源確保のため、庁舎整備に係る一般単独事業債の充当率引上げなどにつきまして、北海道市長会などを通じて、要望を続けているところですが、要望内容が実現するかどうかにつきましては、現在は見通せない状況ということでございます。

○面野委員

市長の本会議での提案説明の中で、近年の状況変化を踏まえ、概算事業費や基本構想策定などのスケジュールを再検討し、小樽市本庁舎長寿命化計画の改定を行うと述べられていらっしゃいましたけれども、近年の状況変化とは具体的にどのようなことを指されているのか、お聞かせください。

○(総務)総務課長

一番大きな変化としましては、建築費の高騰と考えております。

○面野委員

従来の計画では、令和7年度に基本構想の策定となっています。スケジュールの再検討を行うと述べられておりましたので、ここは素直に捉えて延期するという理解でよろしいですか。

○(総務)総務課長

委員のおっしゃるとおり、現小樽市本庁舎長寿命化計画では、令和7年度に基本構想に着手することになっておりますので、この点につきましては延期になると思います。

○面野委員

近年の状況について、主に建設費、建材の高騰ということでしたが、その考え方なのですけれども、今後においても建材費ですとか工事費の高騰、それから金利の引上げなど、社会情勢としてはますます厳しい状況になる可能性も考えられるとも思います。

そういう意味で言うと、早期に着手するという考え方もありますが、延期する理由について御説明ください。

○(総務)総務課長

現小樽市本庁舎長寿命化計画におきましても、本庁舎別館の工事着手に当たっては、建設時に必要な財源の確保を前提とすると記載しております。このたび、規模、機能の検討に伴う概算事業費や財源を改めて検討する必要性が生じたということが理由になります。

○面野委員

それでは、改定案の公表時期ですとか、計画改定のスケジュール、例えばこういう会議をやらなければいけないとか、こういう手続をしなければいけないみたいな、現状でそういった想定はされていますか。

○(総務)総務課長

現時点では、年度内の計画改定を予定しております。手続的なもので言えば、代表的なものはパブリックコメン

トになると思います。こちらは実施する予定ですので、そこから逆算しますと、年内には改定案を公表するスケジュールを想定しております。

○面野委員

年内というのは今年の年内、令和7年内という意味ですか。

○(総務)総務課長

初めに申し上げた計画改定は令和7年度内、言わば令和8年3月までという想定でございまして、改定案の公表は年内、つまり令和7年12月までということになります。

○面野委員

最新の市庁舎建設にかかる概算事業費の総額と、積算された時期についてもお聞かせください。

○(総務)総務課長

令和4年2月に策定された現在の小樽市本庁舎長寿命化計画において、本庁舎別館の解体と建て替え費用として60億円を積算しており、これが最新になります。

○面野委員

最近、小樽市新総合体育館が建設に向けていろいろ動いてきているので、新総合体育館の例示も踏まえて、幾つか聞いていきます。

私の知る限り、最初に新総合体育館の概算事業費が示されたのが、多分、令和4年11月の時点で70.7億円だったのですが、その後、やはり建材費が上がったというので、令和6年2月に76.6億円と示されて、最終的には、この中には、設計とか工事管理費、解体費は含まれておりませんという注釈がついていて、いわゆる本体建設費みたいな形だったのです。

今ほど概算事業費として60億円と示されたものも、いわゆる本体工事で、ほかの設計管理費というものは除いているというイメージでよろしいですか。

○(総務)総務課長

60億円の概算事業費ですが、基本的に当時の計画の考え方として、先進自治体のものを参考にしておりまして、建築工事費、設備工事、外構工事の部分を含めた形で算出しております。ですので、この段階ですので、アバウトにはなりますが、こういったものは入れた形の試算になっております。

○副市長

当時、各道内の市町村で庁舎の建設が結構ありまして、そのときに使っていた設計金額は平均70万円でした、それをベースで試算して、面積的には今の建物のものを使いながら、平方メートル単価を掛けながら、あと残りは外構。この場合だと、坂があるので、やはりバリアフリーなどをするととなりますと、外構工事も結構手をつけなくていけないということも含めまして、当時は大体60億円という形で設定したという形になってございます。

○面野委員

やはり小樽市新総合体育館も約71億円で聞いていて、約76億円に上がって、その後、注釈を見ないほうも悪いのかもしれないですけども、やはり九十何億円という金額がトータルで上がってきたときに、何か随分高くなったというイメージを、私もですし、市民の皆さんからもそういった声も上がっていたので、一応確認させていただきました。一部、新総合体育館の概算事業費の積算とは違うということで確認させていただきました。

計画の改定には、建設費の高騰に伴う概算事業費の再算定も盛り込まれていると発言がございました。先ほどの目標金額という言い方で聞きましたが計画で示されている、一般財源の15億円の部分もやはり計画改定の中で検討される見込みなのか、お聞かせください。

○(総務)総務課長

概算事業費や財源も検討しますので、必要な一般財源の金額については改めて検討を行いたいと思っております。

○副市長

当時、15億円というのは、60億円の25%という形で15億円という算定はしてございます。というのは、結局75%が他の借金の起債を入れるという形で、25%が一般財源に出てくるという形だったのですが、今後の試算については、物価高騰の中で、やはり資材等が上がりますので、今のままだったら、正直に言って財政が持つのかということもございます。先ほどの質問に戻りますけれども、新しい起債、有利な起債の要望という形では現実的に難しいような状況でございましたが、国は、新しい起債のメニューをつくるのではなくて、緊急防災・減災事業債を令和3年度頃に緩和したのです。

要は、庁舎の建て替えでも、緊急防災・減災事業債をうまく使ってくださいという形の中で、大分緩和されてございます。当初、今の試算の中でやはり緊急防災・減災事業債の活用の部分は検討してございませんので、今後、再検討の中には、そういった有利な起債をどうやって使えるのか、また複合施設にした場合は、その部分は例えば違う過疎債や何かのメニューも使える可能性もございますので、そういったことができるものなのか、改めて財源を踏まえて、そういう複合施設にすべきものなのか、必要面積はどのぐらいなのかもしっかり検討した中で、我々としては財源が見えないと、やはり進めるのはなかなか難しくなっているところがございますので、そういった財源をしっかり検討していきたいと考えているところがございます。

○面野委員

小樽市新総合体育館のときにも財源がどう充てられるのかということで議論させていただきました。やはり市の財政状況というか、財源の充て方によっても、充てられない市債があったりということもあったので、なかなか事前に分かるものではないのだとは捉えておりますので、ぜひそういった有利な財源を充てていただきたいと思えます。

次に、小樽市新総合体育館の整備事業の際には、新総合体育館整備検討委員会の設置、それから市民説明会の開催などを経て進められてこれられましたけれども、庁舎計画の中には、市民アンケートや説明会、パブリックコメントを実施していくとの表記はありますが、そういった市民の皆さんなどを交えた委員会の設置については、今のところ触れられておりません。

職員の方以外も参画できる検討委員会などの設置は想定されているのか、また、想定されているとすれば、年度は別として、タイミング的にはどこが効果的だとお考えなのか、お聞かせください。

○(総務)総務課長

先進の他市の事例を見ましても、基本構想の段階で外部の委員も参加する検討委員会を設置しているケースが多いと把握しております。私どもとしましても、まずは基本構想の段階が効果的だと考えております。

○面野委員

それから、小樽市新総合体育館の整備では、利用団体の方が委員会の構成員として参加いただいておりますが、庁舎の利用については、市民の皆さんももちろんなのですけれども、やはり職員の皆さんも含まれることと思えます。

長年、庁舎で職務を遂行されてきたベテランの方、それから管理職の方の意見も必要だとは思いますが、これから庁舎で業務を担っていく若い世代の意見も取り入れていける環境について担保していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○(総務)総務課長

まずは市としての考え方を整理したいと考えておりますが、今後、具体的に検討を進めていく中で、多くの職員、特に若い職員の意見、アイデアを生かしていくということは重要だと考えておりますので、どのような体制で進めていくかは改めて検討してまいりたいと思えます。

○面野委員

ほかの自治体で庁舎を建てる際には、議会内に特別委員会を設置して、そこで協議を行うということも確認しています。庁舎の新築というのは単なる建物の建設ではなく、自治体の未来を形づくるプロジェクトと言っても過言ではないと思います。やはり行政、議会、市民の三者が適切に協議できる体制を整えながら、段階的に進めることが重要であると考えますので、今言ったような点を踏まえながら、今後も進めていただきたいと思います。

また、今後、改定される計画ですとか、進捗状況を鑑みて、私としても議論を深めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫について

次に、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫について伺います。

令和7年度は620万円の予算が計上されておりますけれども、改めて事業内容についてお聞かせください。

○(総合政策)官民連携室布主幹

令和7年度の旧第3倉庫保全・活用経費の内容でお答えさせていただきますが、水道ですとか電気代といった維持管理経費として70万円、NPO法人OTARU CREATIVE PLUSが地域おこし協力隊を雇用する経費を委託料として550万円を計上しております。

○面野委員

地域おこし協力隊の委託で550万円ということだったのですが、何名の方を、どのぐらいの期間任用するのか、また、地域おこし協力隊員の活動内容についてお聞かせください。

○(総合政策)官民連携室布主幹

地域おこし協力隊の導入予定人数としては1名の方を予定しております。任用期間につきましては、年度ごととなっております。

活動内容につきましては、まず、OTARU CREATIVE PLUSが雇用しまして、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫での事業性ですとか、北運河への回遊性を含む周辺波及効果の検証を行うほか、事業実施体制の構築を図ることなどが内容となっております。

○面野委員

それでは、2021年9月に活用ミーティングから提言された資料を基に聞いていきたいと思います。

今ほど地域おこし協力隊の活動内容についてお示しいただいたのですが、一応、聞きます。

資料の中では、運営体制の構築は令和4年度内で完了すると示されているのですが、地域おこし協力隊の任用は運営体制の枠に含むのでしょうか。

○(総合政策)官民連携室布主幹

活用ミーティングの提言書の中に、運営体制の構築を行って、第2フェーズに向けた事業検討を行うとございます。令和7年度の地域おこし協力隊の活動内容にも事業実施体制の構築とございますので、御指摘のとおり地域おこし協力隊の活動内容も運営体制の構築に含まれると考えております。

○面野委員

次に、建物補修は令和4年度内と示されているのですが、これまで市が補修した内容をお示しいただいて、また、今後、予定している補修が必要な箇所というのはございますか。

○(総合政策)官民連携室布主幹

これまで市で行った建物の補修につきましては、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫を譲渡された時点より内部のエレベーターを休止しておりましたので、点検ルートの確保のために、運河側、運河の外側の階段補修を令和4年度に行っております。また、令和5年度には、社会実証実験実施のための消防設備や給排水工事などを実施しております。

今後につきましては、現在は屋上の防水工事も小規模ながら維持管理の中でやっておりますので、まずはそれを継続したいと考えております。

○面野委員

次に、不定期イベントは継続して行うスケジュールになっているのですが、コロナ禍で思うように実施できなかった時期もあるのかと思います。

コロナ禍以降は、どのようなイベントで施設を利用して実施されてきたのか。また、令和7年度については、何かイベントを実施する予定はあるのか、お聞かせください。

○(総合政策) 官民連携室布主幹

旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫ということでは、社会実証実験として、OTARU CREATIVE PLUSが、令和5年度には10月に景観を生かしたチェアリングイベントを、11月には小樽DEPARTMENTと題してマルシェイベントを実施したほか、今年度は10月に旧第3倉庫100周年記念として、マルシェや臨時レストラン、ワークショップなどが一体になったイベントを社会実証実験の一環として実施しております。また、本市主催でも、昨年10月31日に旧第3倉庫100周年記念フォーラムを実施したところでございます。

令和7年度につきましては、このような取組については今のところ予定はございません。

○面野委員

次は、ブランディングと情報発信について伺います。

ブランディングとは、特定のイメージや価値を浸透させ、選ばれる理由をつくることだと認識しているところなのですが、活用ミーティングの中に示されているブランディングとは、そのような意味と考えてよろしいでしょうか。

○(総合政策) 官民連携室布主幹

御指摘のとおりと考えます。

○面野委員

それでは、これまでの取組を基に、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫のブランディングとはどのようなことが言えるのか、御見解をお示しください。

○(総合政策) 官民連携室布主幹

これまでOTARU CREATIVE PLUSが行ってきた社会実証実験はマルシェですとか、臨時レストランなど、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫などの事業活用の可能性を探るものでありましたので、そうした取組の実施が第3倉庫のブランディングにつながっていくものと考えますし、また、今年度には本市が主催としてフォーラムを開催しております。そうした旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫に注目を集めるような取組も、第3倉庫のブランディングにつながっていくのではないかと考えております。

○面野委員

それから、同じ項目に書かれております情報発信については、私もSNSの広告で度々見かけることがあるのですが、そのほかの情報発信の取組は、どのようなことを行っているのでしょうか。

○(総合政策) 官民連携室布主幹

OTARU CREATIVE PLUSは令和5年7月に、小樽市と共催したフォーラムにおいて、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫をテーマに基調講演ですとか、シンポジウムを行っております。

また、今年度に行ってきました社会実証実験の実施ですとか、本市主催のフォーラムなども情報発信に当たるのではないかと考えております。

○面野委員

それでは、先ほど不定期イベントのところでも触れていただいたとは思いますが、OTARU CRE

ACTIVE PLUSが行った社会実証実験についてお示してください。

○(総合政策)官民連携室布主幹

まず、社会実証実験でございますけれども、まず、令和5年10月に実施した景観を生かしたチェアリングイベントが一つと、11月に実施した小樽DEPARTMENTと題したマルシェイベント、あとは昨年10月、旧第3倉庫100周年記念として、レストランやマルシェですとか、ワークショップが一体になったイベント、こうした取組が社会実証実験であると認識しております。

○面野委員

それでは、本格活用事業の検討、それから今ほどお答えいただいた社会実証実験の結果といったものは市へ示される予定ですか。

○(総合政策)官民連携室布主幹

現在、OTARU CREATIVE PLUSで、今後の利活用案の提出と合わせて、市への今月中の提出に向けて準備を進めると聞いております。

○面野委員

楽しみに待っていたと思います。

次に、今度は行政のパートについて伺いたいと思います。

第3倉庫活用ミーティングの意向として、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫周辺地域計画といったものがスケジュールの中に示されているのですが、計画とはどのようなイメージと考えますか。

○(総合政策)官民連携室布主幹

第3倉庫活用ミーティングでは、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫単体の利活用のみではなくて、北運河エリアの関係性ですとか、小樽商工会議所で取り組んできた、みなと観光プロジェクトについての関連性についても議論がありまして、提言書にもその記載があるところです。そうした北運河ですとか、小樽港第3号ふ頭基部など、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の周辺のエリアを網羅するようなイメージであると考えております。

○面野委員

それでは、OTARU CREATIVE PLUSの皆さんがこれまでの活動を基にして報告書を提出いただけるということで、まずもって関係者の皆さんには敬意を表するところなのですが、私個人的にも関心を寄せておりますので、逐一ホームページを見たり、SNSで確認したりはしているのですが、この2年間で三つの社会実証実験というのが多いか少ないかというのは、人それぞれだと思うのですが、私はやはり少ないかという印象があります。全国的にこういう本来の役割を終えた文化的な施設だったり、そういう歴史的な施設の利活用はマンパワーとか、行政の手続、それから資本ももちろん必要なので、重層的な取組が必要になってくる中で、今、OTARU CREATIVE PLUS、それから市が抱える課題というのがあると思います。

両者にそれぞれある課題もあるのかと思いますけれども、差し支えない範囲でそういった課題を御紹介いただいて、その課題を踏まえて今後どのように進めていくお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○(総合政策)官民連携室布主幹

共有されている課題ということでお話しさせていただきます。第3倉庫活用ミーティングからの提言書にも示されてございますが、建物の外観保持を望む声が多という状況で、まずは建物を保全していかなければいけないということが課題として一つあります。そして、今後、建物をどのように開発して、運営することによって、利活用につなげていくのが課題であると考えております。

今後の進め方ですが、先ほど答弁しましたように、現在、OTARU CREATIVE PLUSで今後の利活用案の提示の準備をされておりますので、提示を受けて、庁内内部で今後の進め方についてしっかり議論してまいりたいと考えています。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後4時31分

再開 午後4時55分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

松井委員外1名からお手元に配付のとおり、修正案が提出されております。

提出者より、趣旨の説明を求めます。

○松井委員

日本共産党を代表して、議案第1号令和7年度小樽市一般会計予算に対する修正案について提案理由を説明申し上げます。

歳入において、市税では滞納繰越分について多額の納税者の収入増が見込まれるため、固定資産で1億円、都市計画税で2,000万円を増額し、財産受払収入と貸付金元利収入を加え2,312万円を増額し、1億4,312万円の歳入増を見込む一方、マイナンバー関係経費、北海道新幹線関連経費、第3号ふ頭及び周辺開発事業などに対する特定財源を削るなどで13億7,784万2,000円の歳入減とします。

歳出においては、増額するものとして、移住・定住促進住宅取得費等補助金について、補助要件の緩和と補助額の引上げで400万円、冬季特別生活支援事業費として、福祉灯油を高齢者世帯、障害者世帯、独り親世帯などへ1世帯当たり8,000円補助するための予算で1億1,710万円、老人福祉費でふれあいパス事業費の冊数制限をなくし、補聴器購入費の助成をするための予算として7,350万円、国民健康保険は1世帯8,000円を引き下げ、18歳未満の均等割を半額にするため1億2,688万6,000円、介護保険料は基準額を引き下げのために4,633万円、水道・下水道は基準水量未満の利用世帯の負担を軽減するため、それぞれ1,380万円、かけこみ緊急資金貸付金2,000万円、住宅リフォーム助成制度の復活に1,500万円、就学援助は卒業アルバム代を支給するため、小・中学生合わせて300万円、学校給食支援事業として、給食費2か月分を無償化するために3,720万円、保育所入所待ち児童対策として、保育士を正規職員として、追加雇用するための予算として2,168万円を増額し、歳出増として4億9,229万6,000円を計上しました。

一方、減額するべきものとして、マイナンバー関係経費、北海道新幹線推進維持費、石狩湾新港管理組合負担金、第3号ふ頭及び周辺開発事業費などの予算を削ることで18億7,013万8,000円を減額するものです。

このことにより、修正案として歳入歳出ともに13億7,784万2,000円を減額し647億9,813万4,000円とします。

日本共産党は、大型開発優先の予算ではなく、物価高騰への支援や福祉、子育てなどを優先し、少しでも安心して小樽市で暮らせるよう予算修正案を提案するものです。

以上、提案理由の説明といたします。

○委員長

これより、一括討論に入ります。

○小貫委員

日本共産党を代表して、議案第1号ないし議案第11号の各会計予算、議案第18号、議案第21号、議案第23号、議案第26号、議案第28号、議案第36号については否決、議案第1号修正案の可決を求め、討論いたします。詳しくは本会議で述べます。

初めに、新年度予算案についてです。第1に、大型開発の継続です。第2に、国が進める社会保障の削減に手を貸していることです。第3に、市民の暮らしへの支援が不足していることです。第4に、子育て支援のさらなる拡充が求められていることです。このような問題点を変えてこそ、市民のための市政を実施することができます。日本共産党の修正案は、先ほどの提案理由の説明のように、石狩湾新港などの大型開発から市民の暮らしに予算を振り分けるものです。さらに市債発行も抑制し、後年度負担を減らします。

次に、議案第18号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例案についてです。刑法等の改定により、懲役刑と禁錮刑が拘禁刑に統一されました。しかし、拘禁されている犯罪者に作業を義務づけ、反した場合には懲罰にする規定は、国際基準に反するものであり、このような規定を条例に設けるべきではありません。

議案第21号小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案についてです。扶養手当をなくすべきではありません。

次に、議案第23号小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案についてです。雇用保険法の改定に伴い、就業促進手当を縮小するものです。手当を縮小させるべきではありません。

次に、議案第26号小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案です。国の標準保険料率に変更するほど、低所得者への保険料が引き上がります。国の負担割合を増やし、国保料の引下げを行うべきです。

次に、議案第28号小樽市公共船客待合所条例の一部を改正する条例案についてです。第3号ふ頭周辺開発に伴う大型開発の一部であり、反対です。

次に、議案第36号工事請負契約、後志共同消防指令センター整備工事についてです。消防の広域化により、住民に密着した安全・防災機能が遠のくことにつながります。

以上を申し上げ、討論といたします。

○委員長

以上をもって、討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号に対する修正案について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について、採決いたします。

原案どおり可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第2号ないし議案第11号、議案第18号、議案第21号、議案第23号、議案第26号、議案第28号及び議案第36号について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

当委員会におきまして、付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも小貫副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ説明員の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。

意を十分尽くしませんが、委員長としての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。